

平成 22 年度の実施状況に関する検証・評価 及び計画の見直しの素案

目次

- 「消費者基本計画」における総論に関する見直し・・・・・・・・・・・・ P 1
- 「消費者基本計画」における具体的施策に関する見直し
 - 1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援
(施策番号 1～120) ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
 - 2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と
消費者政策の実効性の確保・向上 (施策番号 121～139) ・・・・ P 222
 - 3 経済社会の発展への対応 (施策番号 140～171) ・・・・・・・・ P 251

「消費者基本計画」における総論に関する見直し（案）

1 【現行】第2-2(1)【P7】

（1）地方公共団体への支援・連携

消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。特に、第一線で取り組んでいる相談員を始めとする人材の確保や能力の向上、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進、国の行政と現場における双方向の連携強化への支援や環境づくりに取り組みます。

その際、「集中育成・強化期間」（平成21年度～23年度）における積極的かつ集中的な取組を行いつつ、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、その望ましい姿や国による支援の在り方について消費者委員会で検討し、その結果を踏まえて強化に取り組みます。

＜重点的な取組＞

- 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施します。

【見直し（案）】

（1）地方公共団体への支援・連携

消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。特に、消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施するとともに、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進、国の行政と現場における双方向の連携強化への支援や環境づくりに取り組みます。

その際、「集中育成・強化期間」（平成21年度～23年度）における積極的かつ集中的な取組を行いつつ、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、その望ましい姿や国による支援の在り方について消費者委員会で検討し、その結果を踏まえて強化に取り組みます。

＜重点的な取組＞

- 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施します。

「消費者基本計画」における総論に関する見直し（案）

2 【現行】第2-2(4) 【P7～P8】

（4）行政組織体制の充実・強化

政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が発揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。また、国民生活センターについて、消費者相談の充実、商品テスト機能の強化、啓発活動の推進によって、消費者トラブルの予防、消費者被害の救済や被害の再発防止を担う中核機関として同様に点検を行い、その体制の整備に努めます。

【上記下線部分についての見直し（案）】

消費者行政全体の機能強化を図る観点から、必要な機能を消費者庁に一元化することを含め、法人の在り方を検討中であり、その結果を踏まえ、関連する計画の記述を見直す予定。（P）

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 1 番	
具体的施策	<p>全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。</p> <p>さらに、国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。</p>
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター
実施時期	<p>前段について、平成 22 年度当初から実施します。</p> <p>中後段について、順次実施します。</p>
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課、国民生活センター情報部
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> • PIO-NET を刷新し、初期稼動時における全国の消費生活センター等の意見を踏まえて改修を実施。 • PIO-NET 端末の追加配備は、関係機関からの要望を踏まえ、年度中に着手する。 <p>[参考指標] 全国の消費生活センターからの意見の汲みあげ（アンケート、ヒアリング等）の状況、新たな仕組みの構築の進捗状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 22 年 4 月に、PIO-NET の刷新を行い、システム上即日仮登録を可能にしたほか、新端末の全相談員への配備などを行った。 • また、より円滑に刷新を実施するため、平成 22 年 6 月に約 400 箇所の消費生活センターに対して要望調査を実施したほか、同年 8～9 月には、消費生活センター職員や相談員へのヒアリングを実施し、改修を行うこととした。 • 「PIO-NET の活用に関する懇談会」にて、都道府県・政令市の消費者行政担当課及び国の地方支分部局のうち、経済産業局及び公正取引委員会地方事務所への追加配備を決定（平成 22 年 11 月 29 日）し、年度内に配備を完了したほか、適格消費者団体への配備等についても検討を行っているところ。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成 22 年 4 月に、PIO-NET の刷新を行い、システム上は即日仮登録を可能にしたほか、新端末の全相談員への配備などを実現し、より迅速かつ効率的なシステムとなった。 • また、より円滑に刷新を実施するため、平成 22 年 6 月に約 400 箇所の消費生活センターに対して要望調査を実施したほか、同年 8～9 月には、消費生活センター職員や相談員へのヒアリングを実施、現場の関係者の声を踏まえ、平成 23 年 9 月までに、段階的に所定の改修を行っていくなど、工程表達成の道筋を立てることができた。 • PIO-NET の追加配備については、「PIO-NET の活用に関する懇談会」にて検討し、都道府県・政令市の消費者担当課及び国の地方支分部局のうち、経済産業局や公正取引委員会地方事務所への追加配備を決定（平成 22 年 11 月 29 日）し、年度内に配備を完了したほか、適格消費者団体への配備についても検討するなど、工程表を踏まえた対応を行うことができた。

	<p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> • PIO-NET の刷新により、相談情報の登録時間短縮をシステム上可能とともに、相談員に配備する端末において、検索が可能となるなど使い勝手の向上を実現した。 また、追加配備により、法執行等への利活用の拡大など、PIO-NET のより効果的な活用を進めることができた。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> • PIO-NET について、引き続き所定の改修を実施するとともに、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組とすべく、さらなるシステムの刷新について検討していく。 • 行政機関等からの要望を踏まえ、PIO-NET を追加配備するとともに、適格消費者団体へも配備先を拡大する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 1 番	
具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。 ② PIO-NET に関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。 ③ 国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ① 実施済み。 ②直ちに検討を開始します。 ③一部実施済み（注）。また、適格消費者団体への設置について、平成 23 年度内に利用可能となるよう具体化を進めます（P）。

（注）経済産業局や公正取引委員会地方事務所等において利用可能となるよう対応。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 2 番	
具体的施策	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データバンクを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、広く国民からの利用が可能な運用を行います。
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター
実施時期	直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名 根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	消費者庁消費者安全課、地方協力課、国民生活センター —
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 • 消費者、消費者団体、消費者委員会等の幅広い意見を踏まえ、連携機関の拡大など適時に改善を実施。</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 • 事故情報データバンクを構築し、十分な開示を行う。 • 国民が利用しやすい運用を行う。</p> <p>[参考指標] 国民向け運用の開始時期、追加した参画機関数、掲載対象の拡大状況、アクセシビリティに配慮したデザインの採用状況、わかりやすい情報の提供状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 当初予定どおり平成 22 年 4 月 1 日より国民向けに事故情報データバンクのサービスを開始した。 参画機関の拡大については、学校内での事故情報を保持する日本スポーツ振興センター、消費者委員会の建議に対応して、自動車の事故・火災情報及び自動車不具合情報を保持する国土交通省を追加した。 開示対象として消費者安全法に基づき通知された消費者事故等の非重大事故情報を追加した。 わかりやすい情報提供として、事故原因となった製品の写真など画像表示機能を追加等のシステム改修を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 平成 22 年 8 月の消費者委員会の建議（意見）を受けて、事故情報データバンクに掲載する情報量の拡大（自動車に係る事故情報の追加）、全国消費生活情報ネットワークの掲載対象センターの拡大を実施する等工程表に沿った取組みができた。</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 • 当初予定通り、平成 22 年 4 月 1 日より国民向けに事故情報データバンクのサービスを開始できた。また、注目事故や注目してもらいたい事故情報の一覧を簡易に閲覧できる機能や画像表示機能により国民にわかりやすい情報の提供ができた。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —（今年度からの本格的な運用のため）</p>

	4. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・当初の基本計画に沿い、掲載する情報の充実や機能の充実を継続的に図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 2 番	
具体的な施策	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データバンクを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 3 番	
具体的施策	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対処の在り方等に関する要綱に基づき対処します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	緊急時に速やかに対応します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・緊急時には適切な対応を行う。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 22 年度には、緊急の対応が必要となる局面は発生しなかったが、消費者行政推進及び消費者被害の発生・拡大防止の観点から、平素より関係省庁と密接な連絡、情報交換、協議等を行っている。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 — 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けた考え方	平成 23 年度以降も引き続き実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 4 番	
具体的施策	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。</p> <p>これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、必要な措置を講じます。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、平成 23 年度中に結論を得ます。</p>
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	<p>消費者安全法第 12 条、第 13 条等</p> <p>消費生活用製品安全法第 35 条、第 36 条等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、地方自治体から事故情報の収集・公表制度の拡充に向けた意見交換を行い（10 回以上）、それを踏まえた運用の改善を図る。 ・海外における消費者事故情報の報告・公表制度について調査を行う。 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度の適切なタイミングで消費者委員会の検討に付することができるよう検証を進める。 ・平成 21 年度から平成 23 年度にかけて、事故情報の収集・分析件数を着実に増加させる。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・公表制度の拡充に向け、関係機関等と意見交換を行い、消費者事故等の情報が適切に集まるように、普及啓蒙活動に努めた。 ・制度改善の検討に向けて平成 22 年度中に海外における消費者事故情報の一元化と情報の分析・公表制度に関する調査を実施し、年度末に報告書を取りまとめた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会を開催し、それを踏まえた対応を行うほか、ヒアリングや、海外調査をしており、達成していると評価できる。 <p>2. 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の集積が進んでいく中で、優先的に分析・究明に取り組むべき課題を抽出するために、情報処理システムの整備をおこなっている。 <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の収集に係る過去の実績を踏まえて、新たな制度を検討するために、積極的に活動していると評価できる。 <p>4. 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者事故情報を収集することによって、制度検討のための材料が集まっていると評価できる。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度は、事故情報の報告・公表制度の拡充に関して検討し、結論を得る。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号4番	
具体的な施策	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。</p> <p>これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段のうち、収集する事故情報の範囲等の拡大の検討について、継続的に実施します。公表する事故情報の範囲等の拡大は平成22年度に一部実施済み。</p>

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 5 番	
具体的施策	高齢者被害、出資トラブルなどこれから日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者情報課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 • 個別案件の分析を積み重ねていく中で、テーマとなり得る候補を見出していくとともに、分析手法を蓄積。 • 適切に分析を行い、必要に応じて、消費者等に注意を促すための情報提供を実施。</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 • 関係行政機関に対し、適時適切に財産事案に関する情報提供を行う。</p> <p>[参考指標] 消費者等への情報提供等の回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 6 月及び平成 23 年 2 月に、消費者庁にて収集した情報(PIO-NET 情報を含む)を元に分析を行い、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」を公表し、国会に報告した。 平成 22 年 6 月の改正貸金業法施行に合わせ、「儲け話に注意」と題した H P を立ち上げ、保証人紹介ビジネスや情報商材等（8 件）に関する注意喚起を行った。 また上記のほか、「未公開株など新たな手口による詐欺的商法に注意！」 「消費者庁を騙る悪質な勧誘に御注意！」等、注意喚起を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 消費者庁にて収集した情報(PIO-NET 情報を含む)を元にしての分析を行い、国会に報告した。またその他、改正貸金業法の施行に合わせて「儲け話に注意」と題した注意喚起を行うなど、状況に応じたテーマを設定しての適時適切な情報提供に努めた。</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 • 消費者安全法第 12 条第 2 項に基づき寄せられた消費者事故情報及び消費者から直接消費者庁へ寄せられた情報について、関係行政機関へ情報提供を実施。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>4. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じた特定テーマを設定し、消費者への情報提供に努める。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 5 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 6 番	
具体的施策	PIO-NET 等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター
実施時期	直ちに実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者情報課、地方協力課、国民生活センター
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] 以下 2 点について継続的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者や関係行政機関に対し、適時適切に注意喚起を行う。 ・消費者や関係機関等に対し、商品テスト情報の提供を適時適切に行う。 <p>[参考指標] 消費者等への注意喚起等の回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 6 月及び平成 23 年 2 月に、消費者庁にて収集した情報(PIO-NET 情報を含む)を基に分析を行い、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」を公表し、国会に報告した。 ・消費者安全法 15 条 1 項に基づく注意喚起：1 件 ・消費者安全法に基づく消費者事故等（重大事故等を含む。）の通知及び消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告によって、消費者被害の防止等の観点から消費者に対しての注意喚起（関係機関等への要請を含む）：7 件 ・事業者自ら家庭用品品質表示法上の不適正表示があったとの申出に基づく注意喚起：22 件 ・その他の注意喚起：30 件 <p>上記のほか、「儲け話に注意」「夏の事故やトラブルに注意」「国税調査を装った「かたり調査」に注意」等について情報提供を実施</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・消費者や関係行政機関に対する注意喚起等を実施した。 ・消費者庁にて収集した情報(PIO-NET 情報を含む)を元にしての分析を行い、国会に報告した。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — <ol style="list-style-type: none"> 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供を、タイムリーに行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 6 番	
具体的施策	PIO-NET 等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 7 番	
具体的施策	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	直ちに着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、政策調整課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <p>① 定期公表におけるリコール情報の提供 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報の公表に合わせて、リコール情報を収集し、消費者へ分かりやすく情報提供する。</p> <p>② 国内外のリコール情報の収集・周知・回収のあり方に関する調査 リコール情報の周知方策等についての国内外の制度等を調査中。</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <p>③ バーコードを用いたリコール周知システムの検討 各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討する。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>① 定期公表におけるリコール情報の提供 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報の公表に合わせて、リコール情報を収集し、消費者へ製造事業社名、品名・型番、問い合わせ先等の情報を提供している。</p> <p>② リコール情報の周知方策等について製造事業者やリコール情報関連事業者へのヒアリング調査を実施することとともに国内外の制度等を調査した。</p> <p>③ バーコードを用いたリコール周知システムの検討 本件について外注した専門機関において、システムの基本設計を検討し、その F S 調査を行った。システムの利用見込みを調べるために、事業者、消費者へアンケートを実施した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・以上の①により、リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供することは達成できていると評価している。 ・以上の②③により、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討することは達成できていると評価している。</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 ・以上の③により工程表を超えて、さらなる取組に挑戦していると評価できる。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・国内外の調査や、バーコードを用いたリコール周知システムの検討に着手したことは、積極的に評価できる。</p>

	<p>4. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・リコール情報を提供するサイトの改善を進め、引き続き消費者への分かりやすい情報提供に取り組む。 ・平成 23 年度は、さらに効果的にリコール情報を周知するシステムの構築に向けた研究開発に取り組む。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 7 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	前段については、リコール情報を提供するサイトの改善を引き続き実施します。後段は、引き続き検討を進め、平成 24 年度までに結論を得ます。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 8 番	
具体的施策	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施とともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう検討します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>
担当省庁等	国土交通省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>中段について、引き続き検討します。</p> <p>後段について、継続的に実施します。</p>
担当部局・課・室名	国土交通省自動車交通局技術安全部審査課リコール対策室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	道路運送車両法第 63 条の 2、第 63 条の 3 及び第 63 条の 4
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等から事故火災情報等を収集するとともに、自動車不具合情報ホットラインを活用したユーザーからの不具合情報の収集を実施 ・自動車メーカー等への監査を実施 ・安全・環境性に疑義のある自動車について技術的検証を実施 ・ユーザーの視点に立った、より迅速かつ着実な対応のための情報収集体制・調査分析体制について検討 ・消費者委員会の自動車リコール制度に関する建議を踏まえながら必要な措置を検討 ・リコール届出について受け取り次第速やかにホームページで公表 ・ユーザーから収集した不具合情報やメーカーから報告を受けた事故火災情報についてホームページで公開 ・リコール届出やユーザー不具合情報等について傾向等を分析・公表 <p>[参考指標]</p> <p>自動車不具合情報ホットラインに寄せられた不具合情報の件数、独立行政法人交通安全環境研究所における技術的検証の実施件数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等から事故火災情報等を収集するとともに、自動車不具合情報ホットラインを活用したユーザーからの不具合情報の収集を実施した。(平成 22 年度の自動車不具合情報ホットラインに寄せられた不具合情報の件数 6,938 件) ・自動車メーカー等への監査を実施した。 ・安全・環境性に疑義のある自動車について技術的検証を実施した。(平成 22 年度の独立行政法人交通安全環境研究所における技術的検証の実施件数 532 件) ・ユーザーの視点に立った、より迅速かつ着実な対応のための情報収集体制・調査分析体制について検討し、平成 23 年度に「不具合情報調査推進室」を新設するとともに、独立行政法人交通安全環境研究所リコール技術検証部の体制強化を図ることとした。 ・消費者委員会の自動車リコール制度に関する建議を踏まえながら必要な措置を真摯に検討し、平成 22 年 12 月 27 日、消費者委員会に検討状況を報告した。

	<ul style="list-style-type: none"> リコール届出について受け取り次第速やかにホームページで公表した。 ユーザーから収集した不具合情報については1ヶ月毎に、メーカーから報告を受けた事故火災情報については四半期毎（ただし、重大事故については直ちに）にホームページで公開した。 リコール届出内容の分析結果については平成22年11月に、ユーザー不具合情報の統計分析結果については平成23年1月に、メーカー事故火災情報の統計分析結果については平成22年4月に公表した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成22年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> 工程表のとおり施策を実施した。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> 上段及び下段の施策については引き続き着実に実施している。 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 施策中段の記載について、平成22年度において検討を行い、情報収集体制及び調査分析体制の強化を図っていくこととしたので、この方針に沿って基本計画の記載を修正する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号8番	
具体的施策	<p>さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう検討します。</p> <p>→さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう情報収集体制及び調査分析体制の強化を図り適切に実施します。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>中段について、引き続き検討します。</p> <p>後段について、継続的に実施します。</p> <p>→継続的に実施します。</p>

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 9 番	
具体的施策	子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。 また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 • 平成 22 年夏を目途に、「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及び PC サイトを開設する。 • 関係府省庁と連携を図りながら、事故の再発・拡大防止への取組みを推進。</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 • 子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供する。 • 子どもに対するライター使用の安全対策を行う。</p> <p>[参考指標] H P (PC 用・携帯用) の開設・H P のアクセス件数、メール配信サービスの開始・配信頻度・登録数、注意喚起リーフレットの配布数・配付箇所数・H P への掲載、業界・関係省庁等への要請の状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>• 平成 22 年 9 月 1 日に、「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及び PC サイトを開設し、子どもの年齢（月齢）ごとに起こりやすい事故及びその予防に関する情報並びに関係省庁、地方公共団体、学校等の子どもの事故防止に関する先進的な取組事例等を紹介。</p> <p>• 平成 22 年 9 月 16 日から、メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」の配信を開始。子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を毎週 1 回配信（第 28 号まで配信済み、登録者数は 6,222 件（3 月 31 日 12 時 51 分現在））。</p> <p>• 平成 22 年 6 月に「ライターの火遊びによる火災防止の注意喚起リーフレット」を作成し、消費者庁、警察庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、(社) 日本喫煙具協会を通じて、消費者や事業者等に 100 万部配布し周知を図った。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 工程表に従った取組みを実施。 • 子育て中の保護者が、限られた時間の中でも手軽に必要な情報を入手できるよう携帯サイトで子どもの事故予防の情報を提供するとともに、関係省庁等による子どもの事故防止の先進的な取組事例等を関係者間で幅広く共有できるよう H P で紹介することによって、保護者等の関係者への有効的かつ効率的な情報提供を実現。</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 • 子育て中の保護者が、限られた時間の中でも手軽に必要な情報を入手できる手段としての「子ども安全メール from 消費者庁」の配信や、関係機</p>

	<p>関と連携した「ライターの火遊びによる火災防止の注意喚起リーフレット」の配布等により、施策を着実に推進。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>4. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き子どもの事故防止に向けた取組を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 9 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段については実施済み（注）。

（注）平成 22 年度に消費生活用製品安全法の関係政省令を改正。使い捨てライター等を特別特定製品に指定し、チャイルドレジスタンス機能を義務化。施行は平成 23 年 9 月。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 10 番	
具体的施策	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>また、繰り返し起きている子ども等の類似事故の予防として、消費者庁などに収集される事故情報を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者による原因究明等の科学的知見を企業や業界団体に提供し、事故予防に配慮された安全・安心な製品開発や業界標準の作成等を支援するとともに、製品の選択や使い方等に関して消費者へ情報提供を行います。</p>
担当省庁等	経済産業省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、平成 22 年度から平成 24 年度に実施します。</p>
担当部局・課・室名	経済産業省製造産業局日用品室、デザイン・人間生活システム政策室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と協力して、適時に周知等を実施。 <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キッズデザイン製品開発支援事業において、公募型の事例分析プロジェクト、情報共有システムの整備、シンポジウムやイベントの開催等を実施する。 <p>[参考指標]</p> <p>事例分析プロジェクトの実施状況、情報共有システムの整備状況、HP での広報状況、シンポジウムやイベントの開催状況（開催場所、参加者数、参加者アンケートによる有効性の評価）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府インターネットテレビによる周知等を実施。（「キッズデザイン」の推進） ・関係団体と協力して、適時 ST マーク制度の周知等を実施。 <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キッズデザイン製品開発支援事業において、公募型の事例分析プロジェクトを 19 件（15 社・団体）実施。有識者の意見を踏まえて、一般向け・産業界向け情報共有システムの試作を実施。シンポジウム（六本木・幕張、約 300 人の参加、アンケート回答者の約 9 割が内容を理解）やイベント（幕張・浜松、約 6,900 人の参加者、アンケート回答者の約 9 割が内容を理解）を開催。ホームページ「キッズデザインの輪」において資料等を公開。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キッズデザイン」の推進に関しては、関係団体と協力した各種広報活動やキッズデザイン製品開発支援事業による事例分析プロジェクト、シンポジウムやイベントなど、工程表に従った取組みを実施することができた。 ・ST マーク制度に関しても、工程表に従った周知等の取り組みを実施することができた。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p>

	<p>・平成 19～21 年度に実施した「安全知識循環型社会構築事業」の成果を踏まえ、より多くの業種横断的に共有できる科学的知見等が得られるとともに、事故予防やキッズデザイン等への理解を広めることができた。</p> <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・後段について、平成 23・24 年度の予算が確保されることを前提として、平成 23 年度事業の内容を踏まえた記載とする。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 10 番	
具体的な施策	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>キッズデザインによる製品市場の拡大を目指し、消費者庁等に収集される事故情報や産業界が有する技術的課題等を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者と企業等との共同による原因究明等を行います。得られる科学的知見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制を検討します。また、キッズデザイン製品等に関する理解を広めるため、社会全体への効果的な情報発信を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、平成 23 年度から平成 24 年度に実施します。</p>

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 11 番	
具体的施策	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール (GHS) の利用促進及び普及啓発を図ります。
担当省庁等	厚生労働省、経済産業省、環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課、関係省庁
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> • GHS の利用促進及び普及啓発を図る。 <p>[参考指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> • GHS に関する実態調査の実施状況 (GHS の認識・対応状況等に関するアンケートを実施。) • GHS に関する JIS について、国連文書の改訂を受け、GHS に基づく MSDS (JIS Z2750) 及びラベル表示 (JIS Z7251) の JIS を、世界に先駆け、平成 22 年度に改訂する。 • GHS の普及啓発状況 (政府向け・事業者向けガイダンスの公表、HP のアクセス等 (政府向けガイダンス・事業者向けガイダンス))
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 22 年 8 月 28 日から 9 月 10 日まで、業界団体の協力を得て「GHS の必要性、有効性に関する関係者への普及啓発に係る事業者実態調査」を実施した。 • 平成 22 年 10 月 20 日に GHS に関する JIS について、国連文書の改訂を受け、GHS に基づく MSDS (JIS Z2750) 及びラベル表示 (JIS Z7251) の JIS を改訂した。 • 平成 22 年 6 月 1 日に事業者向け GHS 分類ガイダンス (日本語版) を公表した。 • 平成 22 年 7 月 26 日に政府向け GHS 分類ガイダンス (日本語版) を公表した。 • 平成 23 年 1 月 21 日に政府向け及び事業者向け GHS 分類ガイダンス (英語版) を公表した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • 我が国産業界の GHS に対する認識を把握することで、今後の GHS に関する施策をより有効に行うために、平成 22 年 8 月 28 日から 9 月 10 日まで、業界団体の協力を得て「GHS の必要性、有効性に関する関係者への普及啓発に係る事業者実態調査」を実施した。産業の川上事業者 401 社に調査を実施、230 社からの回答を得ることができ、特に産業の川上事業者の GHS に関する現状を把握することが出来た。 • 平成 22 年 10 月 20 日に GHS に関する JIS について、国連文書の改訂を受け、GHS に基づく MSDS (JIS Z2750) 及びラベル表示 (JIS Z7251) の JIS を改訂し、最新の GHS 国連文書の内容を反映させた。 • 最新の GHS 国連文書の内容を掲載した政府向け及び事業者向け GHS 分類ガイダンスを公開し、事業者が GHS 分類を行う際に有効なツールの開発と提供を行った。

	<p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>3. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 最新の GHS 国連文書の動向を注視するとともに、GHS に関する JIS が複数存在することから、平成 23 年度以降も引き続き JIS 改訂のあり方を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 11 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 12 番	
具体的施策	<p>消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。</p> <p>さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	<p>○消費者庁設置法案等に関する附帯決議</p> <p>十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用するなど（略）事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タスクフォースにおいて 5～10 テーマの課題を取り上げて関係他省庁、試験研究機関と連携を図りながら原因究明を進める。 ・医療機関（10 機関以上）から事故情報を収集する仕組みの検討試行運用を実施し、100～200 件の事故情報の収集・分析を進める。 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家（10 名以上）、試験研究機関（10 機関以上）の助言、協力を得る体制を構築し、迅速・的確に重大事故等の情報を分析し、原因究明を進める。 ・医療機関（10 機関以上）の協力を得る体制を構築し、事故情報を収集する取組みを進める。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本棚転倒事故等、8 件のテーマについて関係省庁、研究機関と連携を図りながら原因究明を進めた。 ・13 の医療機関の協力を得る体制（医療機関ネットワーク）を構築し、平成 22 年 12 月より事故情報の収集を開始した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8 件のテーマについて、関係省庁、試験研究機関と連携を図りながら原因究明を進めることができた。 <p>2. 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野の専門家 10 名による「事故情報分析タスクフォース全体会合」を 4 回開催し、各テーマについて助言を得るとともに、試験研究機関の協力を得ながら原因究明を進めることができた。 ・13 の医療機関の協力を得る体制を構築し、平成 22 年 12 月より事故情報の収集を開始できた。 <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>—</p>

	<p>4. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進める。 ・医療機関ネットワークについては、効果的な情報収集及び情報共有を図るため、情報システムを構築する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 12 番	
具体的の施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 13 番	
具体的施策	消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度に検討を開始し、平成 23 年度のなるべく早い時期に結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	消費者安全法第 2 条 消費者事故等（定義）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故調査機関の在り方に関する国内外の実態調査等を実施し、年度内に調査結果を取りまとめる。 「事故調査機関の在り方に関する検討会」による検討を進め、平成 23 年度のなるべく早い時期に結論を得る。 <p>[参考指標]</p> <p>実態調査の実施状況、「事故調査機関の在り方に関する検討会」における検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 事故調査機関の在り方に関する国内外の実態調査等を実施し、調査結果を取りまとめた。 「事故調査機関の在り方に関する検討会」を 10 回開催し、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について議論した。なお、この検討会は平成 22 年度内の取りまとめを予定していたが、東日本大震災の影響により、取りまとめ時期を延期した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 事故調査機関の在り方に関する国内外の実態調査等を実施し調査結果を取りまとめるとともに、「事故調査機関の在り方に関する検討会」において検討を進めており、達成していると評価できる。 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「事故調査機関の在り方に関する検討会」を引き続き開催し、平成 23 年 5 月中に結論を取りまとめた後、関係省庁・機関の協力を得て、最も効率的に機能する仕組みを構築する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 13 番	
具体的な施策	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、新たに、より具体的な施策を盛り込む予定。
担当省庁等	
実施時期	

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 14 番	
具体的施策	消費生活用製品に関して、消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告公表制度等を活用し、収集された事故情報の分析と原因の調査・究明に取り組むとともに、同種事故再発防止のための事業者による適切な市場対応を促し、消費者に対する啓発及び事故未然防止のための技術基準改正等の検討を行います。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	引き続き検討を行います。
担当部局・課・室名	経済産業省商務流通情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	消費生活用製品安全法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品にライターを指定（改正政省令の施行）。 ・電気用品安全法の電気用品及び特定電気用品の新規指定、技術基準省令の改正等（改正政省令の施行）。 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大製品事故報告公表制度の執行。 ・上記 1 以外の規制の見直し。 <p>[参考指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品安全法第 35 条に基づく重大製品事故報告受付件数 ※受付、公表は消費者庁にて実施 ※重複、対象外を除くすべての案件を公表し、全件、製品評価技術基盤機構に調査指示している。 ・規制対象の追加、技術基準の見直し状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品にライターを指定。（平成 22 年 11 月公布、同年 12 月施行） ・LED ランプ及び LED 電灯器具の規制対象化、電気掃除機及びリチウムイオン蓄電池の規制対象範囲の拡大に係る改正政令案を作成。（震災の影響を勘案し、平成 23 年度中の公布を予定。） <p>2. 上記 1 以外の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月末までに消費生活用製品安全法第 35 条に基づく通知を 1,141 件受け付けた。重複、対象外を除くすべての案件を公表し、全件、製品評価技術基盤機構に調査指示を行った。また、製品安全対策の取組強化のため、重大製品事故の原因究明の短縮化等について、製品評価技術基盤機構に指示し、リスク評価手法に基づく調査事案の優先度付けによる調査効率化の徹底や、消防庁との連絡会合の設置等を行った。 ・家庭用の圧力なべ及び圧力がま、並びに、乗車用ヘルメットの技術基準の改正（平成 22 年 5 月公布、同年同月施行） ・ガス給湯暖房機の規制対象化を実施（平成 22 年 11 月公布、平成 23 年 7 月施行予定） ・携帯用レーザー応用装置の技術基準の改正（平成 22 年 12 月公布、同年同月施行）

平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 工程表に沿って着実に実施した。なお、LEDランプ及びLED電灯器具の規制対象化、電気掃除機及びリチウムイオン蓄電池の規制対象範囲の拡大に係る改正については、政令案を作成。震災の影響を勘案し、平成 23 年度中に公布を予定。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>3. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> LEDランプ等に係る政令を公布するほか、電気用品等の技術基準の見直しを行う。 重大製品事故の原因究明の機能強化や事業者による市場対応の促進等に引き続き取り組む。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 14 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 15 番	
具体的施策	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。 <p>[参考指標] 報告書の公表件数 1 件</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。 <p>[参考指標] 昇降機等事故対策委員会委員の増員 2 名、事故調査担当職員の増員 3 名</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会昇降機等事故対策委員会において「帝都典禮ビルエレベーター事故調査報告書」を取りまとめ、平成 22 年 12 月 1 日に公表した。 「建築設備等の安全・安定性の確保に関する調査検討業務」において、昇降機に係る事故情報・不具合情報の分析を行った。 平成 22 年 4 月より昇降機等事故対策委員会委員を 2 名増員した。また、同年 12 月 21 日に昇降機等事故対策委員会を廃止し、新たに社会資本整備審議会直下に昇降機等事故調査部会を設置するとともに、委員を 4 名増員した。 平成 22 年 10 月より事故調査担当職員を 3 名増員した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 専門家や事務局職員の充実等、当初の目標は概ね達成した。 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 昇降機や遊戯施設の事故調査、調査結果の公表等を引き続き実施する。 平成 23 年 4 月より新たに専任の昇降機等事故調査室を設置するとともに、10 月より専任の職員を増員しさらなる調査体制の充実を図ることとしている。

	・また、昇降機等の事故調査体制については、消費者庁における事故調査機関の在り方に関する検討結果などを踏まえつつ、引き続き検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 15 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 16 番	
具体的施策	製品等の利用により生じた事故等について、捜査を推進し、責任の所在を明らかにすることにより、関係行政機関と協力しながら再発防止を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第一課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 —</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 ・製品等の利用により生じた事故等について捜査を推進し、再発防止を図る。</p> <p>[参考指標] 製品等の利用により生じた事故の通知件数、関係行政機関との協力状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・都道府県警察において、製品等の利用により生じた事故の捜査を推進するとともに、認知時に関係行政機関に通知するなど協力を図り、再発防止に努めた。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 —</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 ・製品等の利用により生じた事故の認知時の関係行政機関との協力を推進した結果、平成 22 年度中の製品等の利用により生じた事故の通知件数は 89 件であった。 また、これら事故の情報集約等の必要性について会議等を通じて都道府県警察に周知を再徹底した。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年度中の製品等の利用により生じた事故の通知件数と比べると 58 件増加していることを踏まえると、相当の成果を挙げることができた。</p> <p>4. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・製品等の利用により生じた事故等について、引き続き捜査を推進し、関係行政機関と協力しながら再発防止を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 16 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 17 番	
具体的施策	製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、商品テスト機能を強化するため、人的体制の整備及びテストに必要な機器等の更新・整備を図ります。
担当省庁等	国民生活センター
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国民生活センター商品テスト部
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 3 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 • 事業仕分けでの指摘を踏まえ、関係機関等の協力を得て早急に検討。</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 • 関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図る。 • 商品テスト機能の体制強化を行う。</p> <p>[参考指標] 関連機関の事故情報等の共有化、技術・知見の活用の状況、商品テストの実施における役割分担の状況、人的体制の整備状況、機器の更新・整備状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>• 昨年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)において、本年度中に、「NITE 及び FAMIC との間で商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する」との方針が示された。</p> <p>上記基本方針を受け、商品テスト事業に必要な分析に関する NITE 及び FAMIC との連携・協力に関する協定の締結に向け、協議した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 昨年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)において、本年度中に、「NITE 及び FAMIC との間で商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する」との方針が示された。</p> <p>上記基本方針を受け、また、NITE 及び FAMIC との新たな協定の締結に向け、協議を行うなど工程表を踏まえた対応を実施した。</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 • 平成 23 年度予算にて、商品テストに係る予算を増額し、体制強化を図ることができた。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 • 新たな協定により、各機関の役割分担を明確化等することにより、効果的かつ迅速な商品テスト体制を構築することができた。</p> <p>4. 上記以外の評価 —</p>

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・商品テストについては、その扱い手等について、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであるが、自治体からの依頼への対応や、技術的な調査・分析機能は、強化を図っていくこととしている。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 17 番	
具体的な施策	国民生活センターにおいて、製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、自治体からのテスト依頼への対応や、技術的な調査・分析機能を強化するため、手法の改善に取り組みます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み（注）。引き続き、関連機関との連携を促進するなど、継続的に実施します。

（注）国民生活センターと製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センターとの間で、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析の実施を依頼できるよう協定を締結。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 18 番	
具体的施策	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図ります。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 • 消費者庁において、平成 22 年春に実施された行政刷新会議による事業仕分けの評価結果も踏まえ、消費者行政の在り方（全般）について、消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方について検討されているところ。 • 上記の検討を踏まえた上で、製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との横の連携を含めた機能強化を早急に実現するための具体的な取組みを検討。</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 • 製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化。</p> <p>[参考指標] 上記取組の検討状況、上記取組の具体的内容</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の実施状況 • 平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」をふまえ、製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するため、「独立行政法人国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析に関する独立行政法人製品評価技術基盤機構との連携・協力に関する協定」の締結に向け、協議した。(平成 23 年 5 月締結予定)</p> <p>2. 上記 1 以外の実施状況 • 事故原因究明の機能強化のため、製品評価技術基盤機構の取組の強化を実施し、リスク評価手法に基づく調査事案の優先度付けによる調査の効率化を徹底するとともに、消防庁との連絡会合を設置するなど関係機関との連携体制の強化を行った。 • 調査プロセスを円滑に進める観点から、業界団体等の関係団体に対しては、「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」、通達文を送付し、事業者の積極的な事故調査への協力を要請した。(平成 23 年 3 月 4 日付、484 団体)</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 工程表に沿って着実に実施した。 • 事故原因究明の機能強化のため、製品評価技術基盤機構の取組の強化を実施した。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p>

	3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き更なる事故原因究明の機能強化を図る。 ・消費者庁における国民生活センターの在り方の検討を踏まえ、必要に応じて協定の見直しを行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 18 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 19 番	
具体的施策	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。
担当省庁等	総務省（消防庁）
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省消防庁予防課消防技術政策室
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品火災等に係る情報の収集、公表及び再現実験等について、継続的に実施する。 <p>[参考指標]</p> <p>製品火災等に関する情報の公表件数、製品別分析の実施状況、再現実験の実施状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 1～3 月中の製品火災に関する調査結果 (平成 22 年 8 月 31 日) ・平成 22 年 1～6 月中の製品火災に関する調査結果 (平成 22 年 11 月 11 日) ・平成 22 年 1～9 月中の製品火災に関する調査結果 (平成 23 年 2 月 7 日) ・検証実験「高齢者の生活実態を踏まえた発火源対策に係る検証実験」実施（平成 22 年 12 月～平成 23 年 2 月）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期毎に「製品火災に関する調査結果」を公表しているほか、製品火災等に係る情報の収集については、平成 22 年 12 月 15 日付で各消防機関に対して再周知を行い、報告の徹底・迅速化を図った。 ・再現実験については、平成 22 年度は「こたつ」「電気ストーブ」について実施し、火災に関する基礎資料を得るとともに、映像資料を作成して、消防庁ホームページに掲載したほか、各都道府県及び消防機関に提供して、火災予防啓発への活用を図った。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品火災等に係る情報を収集し、四半期毎に公表することにより、国民に対して危険情報を的確に発信した。 ・平成 22 年中は、製品別分析の結果、製品の不具合により発生したと判断される火災のうち、9 種の製品について発火源該当件数が 2 件以上であることを確認（平成 22 年 1～9 月中の製品火災に関する調査結果時点）し、関係省庁に対して当該製品に係る情報提供を行うことにより連携し、類似火災の再発防止に活用した。 <p>3. 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> —

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度についても、平成 22 年度同様に製品火災等に係る情報の収集、公表及び再現実験等について実施する。 検証実験のテーマについては平成 23 年度に決定。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 19 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 20 番	
具体的施策	食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、内閣府、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、関係省庁等
実施時期	「基本的事項」の改定は、平成 22 年度の早い時期に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、内閣府消費者基本政策室、食品安全委員会事務局総務課、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	食品安全基本法第 21 条第 1 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 • 所要の体制整備、「基本的事項」の改定の検討</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 • 平成 22 年度の早い時期に着手。</p> <p>[参考指標] 改定に向けた検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会を拡充し、「基本的事項」の改定について議論した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 関係する府省庁が連携、協力して「基本的事項」改定のための議論をする場を作った。</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 • 平成 22 年度の早い時期には改定に着手できなかった。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>4. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、改定に向けて検討を進めていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 20 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 21 番	
具体的施策	<p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、直ちに着手し、継続的に実施します。</p>
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費者情報官、環境省水・大気環境局、総合環境政策局環境保健部
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法 食品安全基本法第 13 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの促進のため、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等と連携したシンポジウムを複数回開催する。 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来とは異なった観点からのテーマ設定や多彩な参加者によるリスクコミュニケーション事業を構築し、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの促進を図る。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁では、平成 23 年 1 月 31 日から「リスクコミュニケーション推進のための意見交換会」を 4 回開催。 安全啓発資料等を作成し、これらを活用した講座を全国 20 箇所で実施。 ・食品安全委員会では、食品健康影響評価等に係る意見交換会を 27 回開催したほか、ホームページ等を通じて食品の安全性に関する情報提供を実施。 ・厚生労働省では、食品の安全性に関する様々なテーマについて意見交換会を 18 回開催したほか、ホームページやパンフレット等を通じて情報提供を実施。 ・農林水産省では、消費者の視点に立った農林水産行政を進めるため、消費者との懇談会等を開催。また、地方支分部局では、セミナー等を開催するとともに、出張講座の実施や講師の派遣を実施。ほかに、ホームページ等を通じて食品の安全性等に関する情報提供を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁では、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの促進のため、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等と連携したシンポジウムを 4 回開催し、工程表に従った取組みを実施することができた。 ・食品安全委員会では、食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げるよう意見交換会等を実施した。 ・厚生労働省では、食品の安全性に関する知識と理解を深めるため、地方自治体と連携した意見交換会を 5 回開催した。 ・農林水産省では、食品の安全性等についての正確な理解を広げるよう意見交換会等を実施した。

	<p>2. 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションの推進を図るため、最近の要注意事例を収集し、それらに基づきながら、リスクやリスク低減に関する理解の推進に資する資料および手引書を作成し、これらを活用した講座を全国 20 箇所の学校や社会教育施設等で実施するとともに、これらを消費者の方が入手しやすいように、消費者庁ホームページ及び、消費者教育ポータルサイトに掲載した。 <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 9 月から行ってきた、有識者等へのヒアリングを踏まえ、リスクコミュニケーション推進のための事業として、意見交換会の開催・啓発資料等の作成をすることができた。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度の事業実施結果を踏まえ、意見交換会開催のテーマ、プログラム設定及び、多彩な参加者による安全啓発事業を展開する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 21 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 22 番	
具体的施策	食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じます。
担当省庁等	厚生労働省、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課、監視安全課、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	食品衛生法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表〕</p> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、添加物等の規格基準設定等の推進（意見等を踏まえ、適時に規格基準の設定等を実施）する。 ・食品の安全性の確保のための検査・監視体制を継続的に実施する。 ・食品安全について、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を実施。 <p>〔参考指標〕</p> <p>食品、添加物等の規格基準設定等、リスク管理措置の実施状況</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全について、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じる。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適時に食品、添加物等の規格基準の設定等を実施した。 ・食品の安全性の確保のための検査・監視を継続的に実施した。 ・食品安全についてのワークショップや意見交換会を開催し、意見等を反映させたリスク管理措置を実施した。 <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性向上のため、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に十分配慮しつつ、危害要因の実態調査やリスク管理措置の検討等を從来から計画的に実施。 ・平成 22 年度においては、上記に加え、食品安全に関するリスク管理の標準的な作業手順を定めた「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に従い、優先的にリスク管理の対象とする有害化学物質のリストを決定し、平成 23 年度から 5 年間を対象とした有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画を策定。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全についてのワークショップや意見交換会の実施、パブリックコメントにより、食品事業者や消費者等関係者から出された意見等をリスク管理施策に反映させ、食品、添加物等の規格基準設定、検査・監視体制の継続的な実施等のリスク管理措置を実施した。 <p>【農林水産省】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・優先度リストや中期計画等の策定に当たり、食品事業者や消費者等関係者と意見・情報の交換を行い、施策に反映させた。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品事業者や消費者等関係者との意見交換、パブリックコメントで出された意見等をリスク管理施策に反映させ、引き続き、必要なリスク管理措置を実施することができた。 <p>【農林水産省】</p> <p>—</p> <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 22 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 23 番	
具体的施策	リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度以降検討を開始します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、食品安全委員会事務局総務課、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、関係省庁等
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・平成 22 年度以降検討を開始する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	リスク評価機関の機能強化については、 ・リスク評価を的確かつ迅速に実施するためのタイムクロック制（標準的な事務処理期間）の実施やガイドラインの作成、評価内容の理解の助けるためQ&Aの作成等を行った。 ・食品安全委員会の各機能の十全な発揮と有機的な連携の強化を図るため食品の安全性に関する科学的情報や国民の意見の的確な把握、評価結果等の国民への分かりやすい説明、評価結果を踏まえたリスク管理措置に対する積極的なフォローアップ等を行った。 ・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下での検討は行われていない。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記施策の実施により、食品安全委員会の機能強化を図り、リスク評価機関の機能を強化。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・リスク評価機関の機能強化を更に推進することができた。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施する。 ・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下、検討を行う。
備考	—

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 23 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	リスク評価機関の機能強化については、平成 22 年度における施策の実施状況等を踏まえ（注）、平成 23 年度においても、継続的に取組を実施します。 リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成 23 年度以降検討を開始します。

(注) 平成 22 年度中にガイドラインの作成等を実施。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 24 番	
具体的施策	<p>「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成 22 年 10 月に施行される取引等の記録の作成・保存の制度の定着を図ります。</p> <p>また、その他の飲食料品についても、農林漁家、中小事業者の取組を推進しつつ、同法の実施状況を踏まえ、関係省庁が連携し、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。</p>
担当省庁等	農林水産省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。 (平成 22 年 10 月施行)</p> <p>後段について、同法の実施状況を踏まえ検討を行います。</p>
担当部局・課・室名	<p>農林水産省</p> <p>(前段) 総合食料局食糧部消費流通課米穀流通監視室</p> <p>(後段) 消費・安全局消費・安全政策課</p>
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」第 3 条、第 5 条及び第 6 条（前段）、附則第 5 条（後段）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀事業者に対する説明会を通じた、制度の周知徹底。 ・各地方農政局等と都道府県との意見交換会を通じた連携体制の確立 <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地方農政局等と都道府県との意見交換会を通じた、連携体制の確立 <p>[参考指標]</p> <p>(前段) 米穀事業者に対する説明会等周知活動の実施状況</p> <p>(後段) 会議等の開催時期、回数、内容</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知徹底のため、米穀事業者に対する説明会を各地で開催。 ・各地方農政局・地方農政事務所等と都道府県との間で連携体制の確立のため、意見交換等を実施。 ・米穀事業者に対する調査等を実施。 <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地方農政局において、生産者における食品トレーサビリティの取組の現状等について都道府県の担当者と意見交換を実施（8 月に 7 箇所の農政局で実施）。 ・各都道府県における生産者のトレーサビリティの取組状況を把握し、各都道府県と情報共有を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>(前段)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・米穀事業者に対する説明会を開催し（のべ 300 回以上）、制度の周知を徹底。 ・各地方農政局・地方農政事務所等と都道府県との間で意見交換等を実施し、連携体制を確立。連携体制の下、米穀事業者に対する調査等を効果的に実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価

	<p>—</p> <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p> <p>(後段)</p> <p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 都道府県担当者との意見交換会を通じて、情報共有等を図るための連携体制を構築した。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 生産現場でのトレーサビリティの取組状況等の情報共有が進展。</p> <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に引き続き、各地方農政局・地方農政事務所等において米穀事業者に対する説明会を各地で実施する予定。 平成 22 年度に引き続き、米穀事業者に対する調査等を実施する予定。 <p>(後段)</p> <p>米穀等以外の飲食料品のトレーサビリティ制度について検討を進めます。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 24 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 25 番	
具体的施策	高度な取組内容を含む農業生産工程管理（GAP）の共通基盤づくりを進めるとともに、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を充実し、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省生産局技術普及課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤ガイドラインを作成（野菜、米、麦） ・他の作物（果樹、大豆等）について順次検討を進めるとともに、科学的知見に基づく危害要因ごとのリスク低減のための指針策定等に合わせ、必要に応じてその都度、共通基盤ガイドラインの見直しを実施 ・産地における更なる取組の拡大（GAP 導入産地の拡大）と内容の高度化（高度な取組内容を含む「ガイドラインに則した GAP 導入産地」の拡大）を推進 <p>[参考指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの策定状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 4 月に共通基盤ガイドラインを作成（野菜、米、麦） ・平成 23 年 3 月に果樹、茶、飼料作物、きのこ、その他の作物について検討を行いガイドラインを改定。 ・産地における更なる取組の拡大と内容の高度化を図るため、消費・安全対策交付金等を活用し、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・共通基盤ガイドラインを公表するとともに、他の作物の検討を行い耕種作物全体を対象とする改定をする等工程表に従った取組を実施することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・改定したガイドラインの周知をはかるとともに、今後も、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化の推進について、引き続き消費・安全対策交付金等による支援を実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 25 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 26 番	
具体的施策	食品製造事業者の中小規模層における HACCP 手法の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づいた長期低利融資に加え、低成本導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。また、HACCP 手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	平成 22 年度以降、低成本導入手法の構築、零細規模層に対する施策を強化し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省総合食料局食品産業企画課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (第 10 条第 1 項 (日本政策金融公庫からの資金の貸付け))
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小規模層における HACCP 手法の導入の促進。 低成本導入手法を 4 業種以上構築する。 現場責任者・指導者養成の研修を 25 回(参加者 1000 人)開催する。 ・零細規模層に対する一般的衛生管理の徹底のための支援。 零細企業向け研修教材（3 種類）を作成する。 研修会を 2 回開催する。 <p>[参考指標] 上記に記載</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中小規模層における低成本導入手法（5 業種：乾麺、生麺、冷凍食品、惣菜、菓子）の構築を図り、現場責任者・指導者養成研修を 21 回（660 人）開催した。 ・また、零細企業向け一般衛生管理徹底の教材を 3 種類作成し、一般衛生管理徹底のための研修会を 2 回開催した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小規模層における低成本導入手法については、予定を上回る 5 業種（乾麺、生麺、冷凍食品、惣菜、菓子）において構築することができた。現場責任者・指導者養成研修については、21 回（660 人）開催し、予定をやや下回ったものの、近年の参加者数（500～600 人）を上回る実績となつた。 ・また、零細企業向け一般衛生管理徹底については、教材を 3 種類作成、研修会を 2 回開催し、予定通り取組を進めることができた。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場責任者・指導者養成研修は、近年 500～600 人で推移していたが、今年度はこれを超える参加者を得た。今年度から低成本導入手法の構築と一般衛生管理徹底のための支援を実施しており、中小規模層における HACCP 手法の導入が加速するよう取り組んでいる。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、HACCP 手法導入促進のため現場責任者・指導者養成の研修の実施、低成本導入の取組、一般衛生管理徹底の取組のための支援を実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 26 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 27 番	
具体的施策	食品のリコール社告の規格化の必要性について、消費者、事業者及び関係省庁等の意見を聴取し、必要性が認められた場合には、規格化に着手します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	平成 22 年度中に、食品のリコール社告の規格化の必要性について結論を得ます。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局表示・規格課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] 食品のリコール社告の規格化の必要性について審議を行うために、必要な調査等を実施等。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・食品のリコール社告の実施状況等の実態について、食品事業者に対する調査等を実施し、規格化の必要性について検討。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・必要な調査・検討を実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・食品のリコール社告を出す際に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008) を参考とするよう周知。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 27 番	
具体的施策	食品のリコール社告を出す際に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008) を参考とするよう周知します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 28 番	
具体的施策	農林物資規格調査会等の審議を経て、社会的ニーズに対応した新たな JAS 規格の導入を推進することに加え、JAS 規格の新規策定や見直しに係る作業手順の透明化を図ります。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局表示・規格課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（JAS 法施行規則）第 1 条～第 4 条、第 13 条及び第 14 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> JAS 規格の新規策定や見直しに係る作業手順を透明化。 社会的ニーズに対応した新たな JAS 規格の導入を検討。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順を透明化するため、JAS 法施行規則を改正し、平成 22 年 7 月に施行。 商品情報の提供等に係る規格について、関係者からのアンケート調査等により、社会的ニーズ等の調査・検討を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 改正施行規則を施行するとともに、社会的ニーズ等の調査等を実施。 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 28 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 29 番	
具体的施策	流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努めます。
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第一課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 —</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 ・流通食品への毒物混入事件について捜査を推進し、被害の拡大を防止する。</p> <p>[参考指標] 流通食品への毒物混入事件の通知件数、関係機関との連携状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・都道府県警察において、流通食品への毒物等混入事件について捜査を推進するとともに、関係行政機関に通知するなど連携を図り、被害の拡大防止に努めた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」等の達成状況 —</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 ・流通食品への毒物等混入事件の認知時の迅速な捜査と関係行政機関との連携を推進した結果、平成 22 年度中の流通食品への毒物等混入事件の通知件数は 1 件であった。 また、これら事件の情報集約等の必要性について会議等を通じて都道府県警察に周知を再徹底した。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年度中の流通食品への毒物等混入事件の通知件数と比べると 1 件減少しているものの、認知した事件については迅速に通知することができたことを踏まえると、一定の成果を挙げることができたと言える。</p> <p>4. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・流通食品への毒物混入事件について、引き続き迅速な捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 29 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 30 番	
具体的施策	食品安全や食生活と健康について、消費者への分かりやすい情報提供の取組を推進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、消費者情報官
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全や食生活と健康について、消費者への分かりやすい情報提供を行う。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>当省ホームページにおいて、消費者に対し、食品安全や食生活と健康に関する情報を提供するため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が情報を探しやすいうようにホームページのレイアウトを見直し ・平成 22 年冬期は、ノロウイルスによる食中毒の拡大のスピードが例年よりも早いとの情報があったことから、消費者の注意喚起を促すためのページを新たに作成し、食中毒を防ぐポイントや対処方法を掲載 ・東日本大震災に関する情報、農林水産物等への影響についての情報をとりまとめたポータルサイトを開設
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記施策の実施により、消費者への分かりやすい情報提供を行うことができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消費者向けの食品安全や食生活と健康についての情報をわかりやすく提供。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 30 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 31 番	
具体的施策	食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省総合食料局食品産業振興課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係事業者に対するコンプライアンスの徹底を促進する。 <p>[参考指標]</p> <p>コンプライアンス確立に関する研修会の実施状況（開催回数、受講後の満足度（アンケート）、信頼性向上自主行動計画に基づいた事業者団体の活動のフォローアップ状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・食品企業におけるコンプライアンスの重要性を再認識し、体制の整備を促進するため「啓発研修会」を平成 22 年 8 月から 10 月にかけて、全国で 25 回開催した。 ・平成 22 年 11 月から平成 23 年 2 月にかけて、食品企業のコンプライアンス関係の実務担当者を対象に、企業行動規範や事故対応等マニュアルの作成・運用のポイントを内容とする「実務者研修会」を全国で 30 回開催した。 ・平成 23 年 1 月から 3 月にかけて、食品企業の経営者層を対象に、事故等発生時の模擬体験を通じた危機管理等を内容とした「トップマネジメント実践研修会」を全国で 10 回開催した。 ・平成 22 年 5 月から平成 23 年 3 月にかけて、食品業界団体等からの要請によるコンプライアンス研修会への講師派遣を行った。 ・平成 22 年 11 月から 12 月にかけて、信頼性向上自主行動計画を策定した食品業界団体に対し、取組状況についてのアンケート調査を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地で、平成 22 年 8 月から 10 月にかけて、コンプライアンスの必要性を再認識し、体制の整備を促進するための「啓発研修会」を 25 回、平成 22 年 11 月から平成 23 年 2 月にかけて、企業行動規範や事故対応等マニュアルの作成・運用のポイントを内容とする「実務者研修会」を 30 回、平成 23 年 1 月から 3 月にかけて、事故等発生時の模擬体験を通じた危機管理等を内容とした「トップマネジメント実践研修会」を 10 回開催した。また、平成 22 年 5 月から平成 23 年 3 月にかけて、食品業界団体等からの要請によるコンプライアンス研修会への講師派遣を行うなど、工程表に沿った取組を実施することができた。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から、「啓発研修会」、「実務者研修会」に加え、経営者層を対象とした「トップマネジメント研修会」を開催することで、より充実した研修会となり、食品企業におけるコンプライアンス意識の向上につながった。また、食品関係事業者団体からの要請によるコンプライアンス研修会への講師派遣の件数は前年度より増加しており、食品業界としてのコン

	プライアンス意識の向上がうかがえる。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「コンプライアンス」の徹底を促進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 31 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 32 番	
具体的施策	我が国的主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各政府・国際機関との連絡体制の強化に取り組みます。
担当省庁等	外務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	外務省経済局政策課、官房総務課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 • 在外公館において、個別事例への対応、各政府・国際機関との連絡体制の強化に取り組む。</p> <p>〔参考指標〕 「食の安全」問題に関わりが深い 9 つの在外公館において「食の安全」担当官を指名する。「食の安全」問題が発生した際には省内及び消費者庁と迅速に情報を共有するとともに、HP 等を通じて情報発信を行う。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	• 「食の安全」問題に関わりが深い 9 つの在外公館において「食の安全」担当官を指名し、情報収集するとともに連絡体制を強化するよう努めた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 情報収集・連絡体制の強化に取り組んだ。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 • 省内関係者に当省の「食の安全」に対する取組について徹底させた。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	• 引き続き在外公館に「食の安全」担当官を指名し、情報収集及び連絡体制の強化に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 32 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 33 番	
具体的施策	輸入食品監視指導計画により、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施や担当官の増員、情報等の入手のための関係省庁との連携の推進など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ります。
担当省庁等	厚生労働省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	食品衛生法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度輸入食品監視指導計画を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ○対日輸出牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を検証する。 ○輸出国の衛生対策推進のため、現地調査を実施する。 ・平成 23 年度輸入食品監視指導計画を策定する。 ・検疫所における人員（食品衛生監視員）を拡充する。 ・高度な検査機器の整備等を行う。 ・中国の食品安全に関する情報収集等を行う担当官を在中国日本大使館へ引き続き配置する。 ・中国以外の主な輸出国における対日輸出食品の危害情報等の収集、問題発生時の輸出国政府との調整、必要に応じた現地調査の実施等のため、担当官を在外公館への配置を検討する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度輸入食品監視指導計画を実施した <ul style="list-style-type: none"> ○対日輸出牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を検証した ○輸出国の衛生対策推進のため、現地調査を実施した ・平成 23 年度輸入食品監視指導計画を策定した ・検疫所における人員（食品衛生監視員）を拡充した（15 名増員） ・高度な検査機器の整備等を行った ・中国の食品安全に関する情報収集等を行う担当官を在中国日本大使館へ引き続き配置した ・中国以外の主な輸出国における対日輸出食品の危害情報等の収集、問題発生時の輸出国政府との調整、必要に応じた現地調査の実施等のため、担当官を在外公館へ配置する（平成 23 年度 1 名配置）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度輸入食品監視指導計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○対日輸出牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を検証し、工程表に従った取組みを実施することができた（アメリカ、カナダ、ベトナム、イタリアへ査察を実施） ○輸出国の衛生対策推進のため、現地調査を実施し、工程表に従った取組みを実施することができた（中国、韓国、タイ、ベトナム、イタリアへ現地調査を実施） ・平成 23 年度輸入食品監視指導計画の策定し、工程表に従った取組みを実施することができた <ul style="list-style-type: none"> ・検疫所において、食品衛生監視員を 15 名増員し、工程表に従った取組みを実施することができた ・高度な検査機器の整備等を行い、工程表に従った取組みを実施することができた ・中国の食品安全に関する情報収集等を行う担当官を在中国日本大使館へ引き続き配置し、工程表に従った取組みを実施することができた ・他の主な輸出国における対日輸出食品の危害情報等の収集、問題発生時

	<p>の輸出国政府との調整、必要に応じた現地調査の実施等のため、平成 23 年度に担当官をカナダへ配置することができ、工程表に従った取組みを実施することができた</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・引き続き、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ることができた。</p> <p>3. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ります。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 33 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 34 番	
具体的施策	食品表示の適正化を図るための施策を着実に推進します。（施策番号69～79に記述）
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	—

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 35 番	
具体的施策	消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、経済産業省、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度中に結論を得て、平成 24 年 9 月までに必要な措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者情報課、経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	消費者安全法附則第 2 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者委員会を含めた有識者からの意見を聞きながら、重大事故等への措置及びその適用範囲について検討し、結論を得る。</p> <p>[参考指標] 検討し結論を得た時期</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・財産被害に関する重大事故等の設定に関して、「重大事故の範囲についての考え方（ただし被害者救済等の議論を踏まえること）」といった論点の整理を行い、財産分野の消費者被害事案に対して取り得る措置についての検討と一体的に議論を進めることが必要であると結論を得た。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり論点を整理し、財産分野の消費者被害事案に対して取り得る措置についての検討と一体的に議論を進めることが必要であると整理することができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>3. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・財産分野の消費者被害事案に対して取り得る措置についての検討に併せて、財産分野の重大事故の範囲に関しても引き続き検討を加える。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 35 番	
具体的施策	消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて引き続き検討を行い、平成 24 年 9 月までに必要な措置を講じます。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 36 番	
具体的施策	消費生活用製品の分野におけるリスクアセスメントの必要性・在り方等に関する専門家との検討を踏まえ、リスクアセスメントの普及啓発を推進します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 • リスクアセスメントハンドブック（第一版）の策定。 • リスクアセスメントハンドブックの普及に取り組むとともに、リスクアセスメントの効率的な実施等に係る J I S 原案の作成に向けた検討を行う。</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 • リスクアセスメントの普及啓発を推進。</p> <p>[参考指標] リスクアセスメントハンドブックの業界団体等への配布状況、製品安全総点検週間における広報活動状況、セミナー・講演等の実施状況、ホームページへの掲載状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の実施状況 • 消費生活用製品を対象として、大企業から中小企業まで広く対象としたリスクアセスメントハンドブック（第一版）を平成 22 年 5 月に策定した。 • 企業の実務担当者に向けに、具体的な事例を交えて紹介するリスクアセスメントハンドブック（実務編）を作成（平成 23 年 5 月発表予定）。また、有識者からなる委員会を設け、J I S 原案の作成に向けた検討を行った。</p> <p>2. 上記 1 以外の実施状況 • リスクアセスメントハンドブック（第一版）を 433 の業界団体等へ配布。 • 下記の広報を実施し、リスクアセスメントの普及啓発を促進。 — 総点検週間における講演とロビー展示（平成 22 年 11 月） — 消費者を対象とした製品安全セミナーで紹介（計 20 回） — 関連団体の説明会において、配布と説明 — ホームページ「製品安全ガイド」への掲載</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 工程表に沿って着実に実施した。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>3. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直	• リスクアセスメントハンドブック（第一版）及び同ハンドブック（実務編）（平成 23 年 5 月発表予定）を活用して事業者等への一層の普及を図り、リスクアセスメントの定着を目指す。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 36 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 37 番	
具体的施策	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	おおむね 2 年ごとに 1 製品群につき作成します。(「洗浄剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」を平成 22 年度中に作成します。)
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 3 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成する。 <p>[参考指標] 手引きの作成状況（作成サイクル）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用品安全確保マニュアル（洗浄剤・漂白剤）検討会（委員：専門家、消費者団体及び業界団体から 11 名、内容：マニュアルの作成、検討）を全 3 回開催し、「家庭用洗浄剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」を平成 22 年度に作成した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> 「家庭用洗浄剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」を平成 22 年度に作成した。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> 4 製品群の安全確保マニュアルに加え、新たな製品群（洗浄剤・漂白剤）の安全確保マニュアルを作成した。 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度以降も引き続き、おおむね 2 年ごとに 1 製品群につき「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 37 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 38 番	
具体的施策	製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁・関係機関の協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、国民生活センター相談部危害情報室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] • 判例等の整理・公表。</p> <p>[参考指標] 判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報の収集・公表件数(法施行からの累計件数)</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁及び国民生活センターが連携・協力して製造物責任法に関連する判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報を収集し、その概要について、国民生活センターのウェブサイト（消費者庁のウェブサイトからリンクを設定。）において、判例 111 件（第一審 73 件、控訴審 30 件、上告審 8 件）、製造物責任法に基づき提訴された訴訟の情報 130 件などを公表した（22 年 9 月末時点の累計件数。うち平成 22 年度収集分の公表件数は、判例 4 件、製造物責任法に基づき提訴された訴訟の情報 3 件。）。 また、国民生活センターのウェブサイトに「製造物責任法による訴訟」のページを新設し、新たに把握した訴訟、判決言渡しなどの情報を逐次追加した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> 工程表に従い製造物責任法に関連する判例等を収集・公表したことで、消費者が消費者被害を防止するために必要な知識を得る環境の整備につなげることができた。これは、被害の未然防止・拡大防止に資するという点で有効なものである。また、消費者被害の未然防止・拡大防止により、国民全体の経済的損失が減少するという点で効率的である。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> 判例の収集状況等について、従来は年に 1 度プレスリリースを行っていたが、「製造物責任法による訴訟」のページをウェブサイトに新設したことにより、隨時閲覧することが可能となった。 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、消費者庁と国民生活センターが連携し、判例等を収集し、公表していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 38 番	
具体的施策	製造物責任法に関する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁及び国民生活センターなど関係機関との協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 39 番	
具体的施策	エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に 1 回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省健康局生活衛生課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	厚生労働省設置法第 4 条第 1 項第 27 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> エステティック衛生基準の周知・徹底、1 年に 1 回程度のエステティック学術会議の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について、適時助言を行い、その成果等について広く周知を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>助言の時期、内容、公表内容・件数、公表方法、周知先における認知度</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体において、①平成 22 年 12 月より、エステティックサロンにおける衛生基準の習得のため、e-ラーニングの開始、②平成 22 年 9 月 28 日にエステティック学術会議の開催、③フェイシャルスキンケア技術の実態把握等の調査研究を行い、厚生労働省は、学術会議等に出席し、助言を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 厚生労働省においては、エステティック学術会議等に出席し、関係団体に対して、適時助言を行った。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> 1 年に 1 回のエステティック学術会議の継続的な実施等に対し、適時助言を行った。 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続的に、エステティック衛生基準の周知・徹底、1 年に 1 回程度のエステティック学術会議の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について、適時助言を行い、その成果等について広く周知を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 39 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 40 番	
具体的施策	<p>一定の水準や合理性を満たしている民間サービス事業者に対して、サービス品質や信頼性を確保し、消費者が安心してサービスを利用できるよう、第三者が認証を与える制度の普及促進についてフォローアップを行います。</p> <p>既に制度が運用されているエステティック業、結婚相手紹介サービス業については運用上の課題を把握するとともに、必要に応じて助言を行います。また、消費生活センターなどに寄せられる苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の必要性について業界団体などとともに検討します。</p>
担当省庁等	経渉産業省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	経渉産業省商務情報政策局サービス産業課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エステティック業における認証審査体制の強化等についての助言を実施。 ・葬祭業に関し、制度導入の必要性等について、業界団体等との検討を実施。 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者による認証制度の普及促進についてのフォローアップを適宜行う。 <p>[参考指標] フォローアップの内容</p> <p>・既に制度が運用されている業界において運用上の課題の把握や助言を行う。</p> <p>[参考指標] エステティック業、結婚相手紹介サービス業における運用上の課題把握、苦情相談件数</p> <p>・制度未導入の業界における導入の必要性について検討する。</p> <p>[参考指標] 制度未導入業界における苦情相談件数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・消費者からの信頼性の向上の観点から、エステティック業の認証機関の中立性の確保等について、エステティック業の認証機関等に対して体制の拡充や強化等に関する助言を行った。</p> <p>また、当該認証機関や関連事業者等に対して、消費者相談への対応の在り方について、適宜、助言を実施した。</p> <p>・葬祭業及びその関連サービス業に関し、業界の現状等について、業界団体や関連事業者等から聴取の上、認証制度の必要性についての検討を行つ</p>

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者による認証制度の普及促進についてのフォローアップの観点から、個別事業者や地方自治体等からの各種問い合わせ等に適宜対応した。 ・既に制度が運用されている結婚相手紹介サービス業について、事業者からの相談に対して適宜対応しつつ、当該業界における運用上の課題の把握や助言を行った。 また、平成 22 年 11 月の独立行政法人国民生活センターから消費者への情報提供にあたり、国民生活センターと連携をして、当該業界における第三者認証機関及び認定個人情報保護団体に対しても周知を努めた。 ・上記以外の業種においても、制度の導入の可能性・必要性等について検討を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・エステティック業の認証審査体制の強化等についての助言を実施することができた。 ・葬祭業に関し、制度導入の必要性等について、業界団体等との検討を実施することができた。 2. 上記 1 以外の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・第三者による認証制度の普及促進についてのフォローアップを実施することができた。 ・既に制度が運用されている業界において運用上の課題の把握や助言を実施することができた。 ・制度未導入の他の業界における第三者による認証制度の導入の可能性や必要性等について検討することができた。 3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> — 4. 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表に沿った取組を進めていくこととする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 40 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 41 番											
具体的施策	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、改正特定商取引法の改正の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。										
担当省庁等	消費者庁										
実施時期	継続的に実施します。										
担当部局・課・室名	消費者庁取引・物価対策課										
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—										
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行。 <p>[参考指標]</p> <p>行政処分の件数</p>										
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・権限委任・指揮監督下にある経済産業局との密な連携の下、平成 22 年度は 53 件の行政処分（業務停止命令・指示）を行った。 <p>(平成 23 年 3 月 31 日時点)</p>										
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業局との密な連携の下、行政処分を着実に進めることで、悪質事業者による被害拡大の防止などを図った。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p style="text-align: center;">特定商取引法に基づく行政処分の件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H18 年度</th><th>H19 年度</th><th>H20 年度</th><th>H21 年度</th><th>H22 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td><td>40</td><td>37</td><td>48</td><td>53</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(件、平成 23 年 3 月 31 日時点)</p> <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	30	40	37	48	53
H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度							
30	40	37	48	53							
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き特定商取引法の厳正な執行を行う。 										
備考											

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 41 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 42 番	
具体的施策	<p>消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。</p> <p>また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。</p>
担当省庁等	消費者庁、法務省、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度以降、前段については、問題点の把握を行い、後段については、検討に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、法務省民事局参事官室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析 ・消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の問題点の把握 <p>[参考指標]</p> <p>法制審議会民法（債権関係）部会での発言回数、有識者へのヒアリングの回数、適格消費者団体へのヒアリングの回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約に関する裁判例について、裁判所や判例データベース、法律雑誌等より判決文の収集を行った。 ・法制審議会民法（債権関係）部会（平成 22 年度に 19 回開催）に毎回出席し、消費者契約における消費者保護の観点から毎回積極的に発言を行った。 ・消費者契約法に関する裁判例の収集・分析の方法や実体法部分に関する見直しについて、有識者及び国民生活センターにヒアリングを行った（計 3 回）。 ・「適格消費者団体連絡協議会」において、各団体より差止訴訟の状況について報告を受け、現状把握を行った（計 2 回）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・法制審議会民法（債権関係）部会に出席して民法改正の動きを注視すると共に、効率的に消費者契約法関連の裁判例を収集・分析し、効果的に問題点を把握できるよう、有識者等の助言を得て検討を行うことができた。 ・平成 22 年 9 月に公表した「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」において、適格消費者団体による差止訴訟の内容を整理し、また平成 22 年 8 月及び平成 23 年 2 月の「適格消費者団体連絡協議会」において、各団体より差止訴訟の状況について報告を受け、今後の課題等を把握することができた。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。）	・引き続き消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析を行うと共に、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の

「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 42 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 43 番	
具体的施策	<p>特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成 22 年度早期に開始し、以降継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各省庁においては、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表する。 消費者庁においては、法令の執行及び公表の状況を調査する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁においては、消費者庁所管法令及び消費者行政推進基本計画（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）の別紙 2 に列挙された法律について、執行状況及びその公表状況を各省庁に照会。各省庁の執行状況及び公表状況を把握の上、消費者委員会に報告・公表。 照会した法律のうち、執行実績のあったもの[42 本]については、概ね執行状況を各省庁において公表済み。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> 上記により、平成 22 年度分について、工程表に沿った取組を着実に推進。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> — 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 43 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 44 番																
具体的施策	通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。															
担当省庁等	消費者庁															
実施時期	継続的に実施します。															
担当部局・課・室名	消費者庁取引・物価対策課															
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—															
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・通信販売等につき、特定商取引法の執行を補完する取組を実施 [参考指標] ・ISP 通報件数、金融庁への情報提供件数															
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・約 1 万件の通信販売サイトや約 331 万件の迷惑メール広告とその関連サイトについて、調査分析を行った。当該調査分析をもとに、違法が疑われる事業者に対して警告メールを発信するとともに、インターネット・サービス・プロバイダに対して約 3.7 万件の通報を、金融庁に対して 21 件の口座情報の提供を行った。															
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・通信販売事業者に対し、警告メールを送ることにより不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">年度</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">ISP 通報数</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">金融庁への口座情報提供数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">平成 19 年度</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">20,039</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">357</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">平成 20 年度</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">23,634</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">83</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">平成 21 年度</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">20,848</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">35</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">平成 22 年度</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">37,686</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">21</td></tr> </tbody> </table> 3. 上記以外の評価 —	年度	ISP 通報数	金融庁への口座情報提供数	平成 19 年度	20,039	357	平成 20 年度	23,634	83	平成 21 年度	20,848	35	平成 22 年度	37,686	21
年度	ISP 通報数	金融庁への口座情報提供数														
平成 19 年度	20,039	357														
平成 20 年度	23,634	83														
平成 21 年度	20,848	35														
平成 22 年度	37,686	21														
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組を実施する。															
備考																

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 44 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 45 番	
具体的施策	改正割賦販売法を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、同法の運用を通じて適切な対応を進めます。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ取引信用課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	割賦販売法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正割賦販売法の完全施行に向けた広報・普及活動等の実施及び施行後の適切な対応。 <p>[参考指標]</p> <p>完全施行に向けた広報・普及活動の実施状況等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・改正割賦販売法の完全施行に向け、全国 10箇所で改正内容に関するセミナーを開催。 ・リーフレット「ご存じですか？安心してクレジットを利用いただくためのルール」を 33 万部配布。 ・クレジット取引に関する決済代行の実態把握のための調査を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正割賦販売法の完全施行に先立ち、消費者及び消費者相談にかかる消費者相談員を対象として、10月より全国 10箇所でセミナーを開催、全 1,100 名の参加者を得て、改正内容を広く周知することができた。 ・消費者向けリーフレット「ご存じですか？安心してクレジットを利用いただくためのルール」を消費者窓口を設けている都道府県・政令指定消費生活センター、日本クレジット協会会員会社、クレジットカウンセリング協会、貸金業協会、流通系事業者団体等に向け 33 万部配布することで、効果的に広報・普及活動を実施することができた。 ・決済代行等が関連する消費者トラブルの実態を把握するため、クレジット決済における決済代行の役割、消費者トラブルの実態等について海外調査を実施し、諸外国と我が国の決済代行の実態やトラブルの現状を把握することができた。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 12 月の第一段階施行の際には、事業者向けの改正法説明会を実施したが、完全施行を迎える今年度は、事業者だけでなくクレジット利用者である消費者向けに、改正法の趣旨について理解を深めることを目的としたセミナーを開催し、改正内容を十分に周知することができた。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直	・引き続き、割賦販売法を適切に運用し、関係業者への法遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進める。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 45 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 46 番	
具体的施策	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、金融庁総務企画局信用制度参事官室、総務省地域力創造グループ地域政策課、法務省大臣官房司法法制部司法法制課・民事局参事官室・民事局民事第二課・刑事局刑事課、財務省大臣官房政策金融課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課、厚生労働省社会局地域福祉課、経済産業省消費経済政策課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。 ・「借り手の目線に立った 10 の方策」に基づき、借り手等の実情を踏まえた方策を重層的に推進する。 <p>[参考指標]</p> <p>自治体等の多重債務相談窓口の設置状況、ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員数、ヤミ金融利用講座凍結のための金融機関への情報提供件数、金融経済教育実施実績、多重債務に関する相談件数等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>(1) 多重債務問題改善プログラムの実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談窓口の整備・強化：無料相談会の実施、改正貸金業法広報。 ② セーフティーネット貸付の提供：生活福祉資金貸付制度の強化、地域協議の県域規制緩和、金融機関の取組みの推進、N P O バンクの活動の支援。 ③ 金融経済教育の強化：地域で開催される講座等への講師派遣による多重債務問題等の金融トラブルに係る出前講座等の実施等。 ④ ヤミ金の取締り強化：集中取締本部を維持した継続的取締り、ヤミ金業者に対する電話警告、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認等、インターネット上の無登録貸金業広告の削除要請、相談マニュアルの改訂版の作成・配布。 <p>(2) 「借り手の目線に立った 10 の方策」の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 多重債務者の生活再建のためのセーフティーネット充実・強化 (上記 (1) ②と同じ) ② 多重債務者に対するカウンセリング・相談の改善・強化 (上記 (1) ①と同じ) ③ ヤミ金対策の強化：ヤミ金融利用口座凍結のための金融機関への情報提供、ヤミ金業者に対する電話警告（再掲）、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認等（再掲）、インターネット上の無登録貸金業広告の削除の要請（再掲）、相談マニュアルの改訂版の作成・配布（再掲）。 <p>(3) その他施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヤミ金融に利用され凍結された口座の名義人情報を、全国銀行協会及び(株)ゆうちょ銀行へ提供開始。

	<p>(1)・(2)の取組みに関する実績は、以下のとおり。</p> <p>[自治体等の多重債務相談窓口の設置状況]</p> <p>: 財務局、都道府県ではすべて設置済。市区町村では、1,626 団体（全体の 91%）で設置済（21 年度実績）。（参考）20 年度は 1,618 市区町村。なお、22 年度は集計中。</p> <p>[金融経済教育に関する講師派遣実績等]</p> <p>: 22 年度 649 回（うち多重債務問題関係 約 300 回）</p> <p>[平成 22 年中におけるヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員]</p> <p>: 393 事件、755 人（前年比▲49 事件、▲60 人）</p> <p>[平成 22 年中のヤミ金融利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数] : 13,585 件（前年比+2,910 件、+27.3%）</p> <p>[平成 22 年中の携帯音声通信事業者への契約者確認件数]</p> <p>: 2,775 件（前年比+737 件、+36.2%）</p> <p>[平成 22 年中のヤミ金業者への電話警告件数] : 12,502 件</p> <p>[平成 22 年中のインターネット上の無登録貸金業広告の送信防止措置要請件数] : 153 件</p> <p>（なお、取組みの詳細については、下記URLも参照。） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/101202/honbun.pdf</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記施策の実施により、多重債務問題の解決のための取組を着実に推進。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 多重債務相談を含む貸金業又はヤミ金に関する相談件数は大きく変化しておらず、現時点では、改正貸金業法の完全施行（22 年 6 月 18 日）を受けて、大きな混乱は生じていないと見られるが、完全施行の影響については、引き続き、注視する必要がある。 <p>[多重債務に関する相談件数]</p> <p>: 21 年度：77803 件 22 年度：64931 件</p> <p>※ 全国の消費生活センター等から PIO-NET へ登録された相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正貸金業法完全施行後にヤミ金融による被害が増加に転じている状況は把握されていないものの、今後とも、被害の状況を注視しつつ、手を緩めることなく、取締り及び対策を推進する。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	平成 23 年度以降も、引き続き「多重債務問題改善プログラム」及び「借り手の目線に立った 10 の方策」に基づき、借り手等の実情を踏まえた方策を重層的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 46 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 47 番	
具体的施策	商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を行います。また、商品先物取引法の施行後は、同法の迅速かつ適正な執行を行います。
担当省庁等	農林水産省、経済産業省
実施時期	商品取引所法については、平成 22 年度以降、継続的に実施します。また、商品先物取引法については、同法の施行後直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省総合食料局商品取引監理官、経済産業省商務情報政策局商務流通グループ商務課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	商品先物取引法 (平成 22 年 12 月までは、商品取引所法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律)
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] <平成 22 年 4 月～12 月末></p> <ul style="list-style-type: none"> 商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を実施 商品先物取引法の周知徹底 <p><平成 23 年 1 月～3 月末></p> <ul style="list-style-type: none"> 主務省や自主規制機関で受け付けた苦情相談等にて把握した情報をもとに、事業者への指導・監督を行う等、施行された商品先物取引法の迅速かつ厳正な執行を実施 ホームページ等を活用した消費者広報を実施 <p>[参考指標] 法執行の実績</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 商品取引所法及び海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に基づき立入検査を行うとともに必要に応じ報告徴収を行った。 商品取引所法に基づき 4 件の行政処分（業務改善命令・業務停止命令に限る。以下同じ）を行った。また、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に基づき、10 件の行政処分を行った。 関係企業・団体に法改正の趣旨及び必要となる参入手続等に関するパンフレットを送付するとともに、平成 22 年 11 月より順次、全国主要地で説明会を開催した。 専用のホームページを開設する等消費者広報を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 主務省や自主規制機関で受け付けた苦情相談等で把握した情報をもとに、事業者への指導・監督を行うなど、商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を行い、工程表に従った取組みを実施することができた。 関係企業・団体に法改正に関するパンフレットを送付するとともに、全国 11 か所で説明会を開催することによって、法改正の趣旨及び必要となる参入手続き等の効果的な周知を行うことができた。 法改正について専用のホームページを開設するとともに、ホームページで商品先物取引に関する消費者への情報提供を行うなど、効果的に消費者広報を行うことができた。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>商品先物取引法の施行前に、海外商品市場における違法行為が増加する</p>

	ことが想定されたため、海外商品取引業者に対する検査を重点的に行い、厳格に法を執行することができた（行政処分：平成 21 年度 6 件 平成 22 年度 10 件）。
3. 上記以外の評価 —	
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き商品先物取引法を迅速かつ厳正に執行する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 47 番	
具体的な施策	主務省や自主規制機関で受け付けた苦情相談等で把握した情報をもとに、事業者への指導・監督を行うなど、商品先物取引法の迅速かつ厳正な執行を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 48 番	
具体的施策	外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を、一部の金融商品取引業者（証券会社）から、FX 取引業者やファンドの販売業者・運用業者も含めた金融商品取引業者全般に拡大する措置を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、迅速かつ適切な運用を図ります。
担当省庁等	金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局証券課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 490 条第 1 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法を厳正に運用し、投資家保護上必要な行政対応を実施。 ・当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を金融商品取引業者全般に拡大する措置を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立（平成 22 年 5 月 12 日）。当該規定は平成 22 年 5 月 19 日に施行。 <p>[参考指標]</p> <p>FX 取引業者及びファンドの販売業者・運用業者の処分内容・件数（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）、法律の概要</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法令違反や投資家保護上の問題が認められた登録業者に対して、行政処分を実施。 (行政処分件数・内訳) FX 取引業者 2 社 5 件（業務改善命令 3 件 業務停止命令 2 件） ファンド販売・運用業者 8 社 16 件（業務改善命令 8 件 業務停止命令 6 件 登録取消し 2 件） ・前年度に処分を行った業者へのフォローアップなど投資家保護に資する対応を継続的に実施。 ・「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」を 2 回（6 月、12 月）開催し、関係行政機関等とファンド取扱業者について情報交換・意見交換を実施。 ・ファンドを販売又は運用する登録及び届出業者に対し平成 22 年度から「ファンドモニタリング調査」を実施することにより、販売・運用の実態を把握。 ・当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を金融商品取引業者全般に拡大する措置を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立（平成 22 年 5 月 12 日）。当該規定は平成 22 年 5 月 19 日に施行。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・問題が認められた登録業者に対し厳正な行政処分を行うなど、投資家保護上必要な行政対応を実施。 ・当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を金融商品取引業者全般に拡大する改正金融商品取引法が施行された（平成 22 年 5 月）。なお、平成 22 年度については、当局からの破産手続開始の申立てを要する事例は認められなかった。

	<p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正金融商品取引法の施行（平成 22 年 5 月）のほか、前年度に引き続き金融商品取引法を厳正に運用。 <p>(行政処分件数・内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FX 取引業者 <table border="0"> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>13 件 (業務改善命令 7 件、業務停止命令 2 件、登録取消し 2 件、役員解任命令 2 件)</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>11 件 (業務改善命令 5 件、業務停止命令 3 件、登録取消し 2 件、役員解任命令 1 件)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンド販売・運用業者 <table border="0"> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>2 件 (業務改善命令 1 件、登録取消し 1 件)</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>20 件 (業務改善命令 10 件、業務停止命令 6 件、登録取消し 4 件)</td> </tr> </table> <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>	平成 20 年度	13 件 (業務改善命令 7 件、業務停止命令 2 件、登録取消し 2 件、役員解任命令 2 件)	平成 21 年度	11 件 (業務改善命令 5 件、業務停止命令 3 件、登録取消し 2 件、役員解任命令 1 件)	平成 20 年度	2 件 (業務改善命令 1 件、登録取消し 1 件)	平成 21 年度	20 件 (業務改善命令 10 件、業務停止命令 6 件、登録取消し 4 件)
平成 20 年度	13 件 (業務改善命令 7 件、業務停止命令 2 件、登録取消し 2 件、役員解任命令 2 件)								
平成 21 年度	11 件 (業務改善命令 5 件、業務停止命令 3 件、登録取消し 2 件、役員解任命令 1 件)								
平成 20 年度	2 件 (業務改善命令 1 件、登録取消し 1 件)								
平成 21 年度	20 件 (業務改善命令 10 件、業務停止命令 6 件、登録取消し 4 件)								
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施。 <p>また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切に運用。</p>								
備考									

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 48 番	
具体的な施策	<p>外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。</p> <p>また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	引き続き実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 49 番	
具体的施策	関係省庁との緊密な連携を図り、高齢者などを狙った国民の生活を脅かす悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進し、被害回復に向けた犯罪収益の保全等に努めるとともに、消費生活への影響を早期に排除するため、迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策を推進します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活経済対策管理官
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種会議を開催し関係省庁との連携を図る。 悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進する。 口座凍結のための金融機関への情報提供の徹底について都道府県警察に指示する。 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活経済事犯に係るインターネット上の違法情報の削除要請を実施する。 <p>〔参考指標〕取締り状況（検挙事件数・検挙人員）、口座凍結のために情報提供を行った口座数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進した。 消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて口座凍結の申合せを締結した。 口座凍結のための金融機関への情報提供の徹底について全国会議等を通じて都道府県警察に指示した。 「資産形成事犯対策ワーキングチーム」（第 2 回）を開催したほか、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対策連絡協議会」（第 6、7 回）、「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」（第 6 回）等の会議に参加し、関係省庁との連携を図った。 ウェブサイトに掲載されている無登録貸金業に係る広告、無承認医薬品に係る広告等生活経済事犯に係るインターネット上の違法情報の削除要請を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年中の生活経済事犯の検挙事件数及び検挙人員は、11,261 事件、14,254 人（前年比 -212 事件、-220 人）であった。 消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて口座凍結の申合せの締結に主導的役割を果たした。 口座凍結のための金融機関への情報提供の徹底について全国会議等を通じて都道府県警察に指示し、都道府県警察の捜査員の意識を向上させた。 各種会議に参加することにより、関係省庁との連携が図られた。 <p>2. 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット上に氾濫する生活経済事犯に係る違法情報について、当該違法情報を掲載するウェブサイトの管理者等に対して削除要請を実施した。また、当該ウェブサイトのサイト管理者等が外国に所在している場

	<p>合には、サイト管理者等が所在する外国の治安機関に対して当該ウェブサイトの削除を要請するとともにサイト管理者等の取締りを要請した。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年中の生活経済事犯に係る検挙状況は、上記のとおり引き続き高い水準を維持しており、取締りが推進されたことを示している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙事件数</td><td>11,603</td><td>12,197</td><td>11,799</td><td>11,473</td><td>11,261</td></tr> <tr> <td>検挙人員</td><td>15,189</td><td>15,890</td><td>14,967</td><td>14,474</td><td>14,254</td></tr> </tbody> </table> <p>・平成 22 年中に生活経済事犯に利用された疑いがある口座として警察が金融機関に情報提供した件数は、14,884 件（前年比 +4,063 件、+37.5%）と前年を大きく上回っており、具体的な施策は着実に実施されている。</p> <p>4. 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活経済事犯に係るインターネット上の違法情報の削除等を、国内外を問わず、要請しており、具体的な施策は着実に実施されている。 		H18	H19	H20	H21	H22	検挙事件数	11,603	12,197	11,799	11,473	11,261	検挙人員	15,189	15,890	14,967	14,474	14,254
	H18	H19	H20	H21	H22														
検挙事件数	11,603	12,197	11,799	11,473	11,261														
検挙人員	15,189	15,890	14,967	14,474	14,254														
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・近年、全国の消費生活センターに、「元本保証」、「高金利」をうたい文句に出資を募る利殖勧誘事犯、高齢者をねらった特定商取引等事犯に係る相談件数が増加しており、この種事犯の被害の拡大が懸念されている。このような状況を踏まえ、これらの事犯を生活経済部門が最優先で取り締まるべき事犯と位置付け、これらの事犯の被害の未然・拡大防止対策を集中的に行う。																		
備考	—																		

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 49 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 50 番																																																																						
具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、その取締りを強化します。																																																																					
担当省庁等	警察庁																																																																					
実施時期	継続的に実施します。																																																																					
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第二課																																																																					
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—																																																																					
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 —</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 ・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について取締りを強化する。</p> <p>〔参考指標〕 取締りの状況（検挙件数、検挙人員）</p>																																																																					
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に推進するなどして、警察の総力を挙げた取締りを推進した。</p>																																																																					
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」等の達成状況 —</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 ・警察の総力を挙げた取締りを推進した結果、平成 22 年中の融資保証金詐欺及び架空請求詐欺の検挙件数は 3,207 件、検挙人員は 284 人であった。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 22 年中の融資保証金詐欺及び架空請求詐欺の検挙状況を過去 5 年の平均値と比べると、検挙件数が 947 件の増加、検挙人員が 109 人の減少となっており、認知件数が大幅に減少していることを踏まえると、相当の成果を挙げることができた。</p> <p>【認知件数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空請求詐欺</td><td>4,826</td><td>3,614</td><td>3,007</td><td>3,253</td><td>2,493</td><td>1,774</td></tr> <tr> <td>融資保証金詐欺</td><td>9,932</td><td>7,831</td><td>5,922</td><td>5,074</td><td>1,491</td><td>362</td></tr> </tbody> </table> <p>【架空請求詐欺の検挙件数、検挙人員の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>平均(H17~H21)</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td><td>821</td><td>1,123</td><td>1,252</td><td>1,074</td><td>1,137</td><td>1,081</td><td>1,607</td></tr> <tr> <td>検挙人員</td><td>285</td><td>339</td><td>132</td><td>154</td><td>247</td><td>231</td><td>224</td></tr> </tbody> </table> <p>【融資保証金詐欺の検挙件数、検挙人員の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>平均(H17~H21)</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td><td>576</td><td>876</td><td>886</td><td>1,529</td><td>2,026</td><td>1,179</td><td>1,600</td></tr> <tr> <td>検挙人員</td><td>209</td><td>168</td><td>117</td><td>144</td><td>168</td><td>161</td><td>60</td></tr> </tbody> </table> <p>4. 上記以外の評価 —</p>		H17	H18	H19	H20	H21	H22	架空請求詐欺	4,826	3,614	3,007	3,253	2,493	1,774	融資保証金詐欺	9,932	7,831	5,922	5,074	1,491	362		H17	H18	H19	H20	H21	平均(H17~H21)	H22	検挙件数	821	1,123	1,252	1,074	1,137	1,081	1,607	検挙人員	285	339	132	154	247	231	224		H17	H18	H19	H20	H21	平均(H17~H21)	H22	検挙件数	576	876	886	1,529	2,026	1,179	1,600	検挙人員	209	168	117	144	168	161	60
	H17	H18	H19	H20	H21	H22																																																																
架空請求詐欺	4,826	3,614	3,007	3,253	2,493	1,774																																																																
融資保証金詐欺	9,932	7,831	5,922	5,074	1,491	362																																																																
	H17	H18	H19	H20	H21	平均(H17~H21)	H22																																																															
検挙件数	821	1,123	1,252	1,074	1,137	1,081	1,607																																																															
検挙人員	285	339	132	154	247	231	224																																																															
	H17	H18	H19	H20	H21	平均(H17~H21)	H22																																																															
検挙件数	576	876	886	1,529	2,026	1,179	1,600																																																															
検挙人員	209	168	117	144	168	161	60																																																															

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、引き続き取締りを推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 50 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 51 番	
具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第二課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 —</p> <p>2. 上記以外の実施予定 ・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進する。</p> <p>[参考指標] 取締りの状況（検挙件数、検挙人員）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 —</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 ・平成 22 年中の振り込め詐欺を助長する犯罪（口座詐欺・盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、金融機関等による顧客等の本人確認及び預貯金口座等の不正な利用の防止に関する法律違反、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反及び携帯音声通信事業による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反）の検挙件数は 3,674 件、検挙人員は 1,825 人であった。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 22 年中の振り込め詐欺を助長する犯罪の検挙状況を過去 3 年の平均値と比べると、検挙件数は 543 件、検挙人員は 58 人の減少となっているが、振り込め詐欺全体の認知件数が大幅に減少していることなどを踏まえると、一定の成果を挙げることができた。</p>

		【検挙件数】				
		H19	H20	H21	H19～21平均	H22
口座詐欺・偽品等譲受け		1,650	2,930	3,861	2,814	2,328
本人確認法・犯収法		203	485	910	533	748
携帯電話端末詐欺		281	1,182	939	801	554
携帯電話不正利用防止法		85	61	64	70	44
合計		2,219	4,658	5,774	4,217	3,674
		【検挙人員】				
		H19	H20	H21	H19～21平均	H22
口座詐欺・偽品等譲受け		740	1,080	1,489	1,103	961
本人確認法・犯収法		139	279	648	355	550
携帯電話端末詐欺		224	579	370	391	277
携帯電話不正利用防止法		16	36	50	34	37
合計		1,119	1,974	2,557	1,883	1,825

4. 上記以外の評価
—

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、引き続き、関係法令を駆使した取締りを推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 51 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 52 番	
具体的施策	検挙事例の分析や捜査手法の研究等を通じ、国民生活を脅かす悪質な生活経済事犯に係る捜査態勢の充実・拡充を推進します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活経済対策管理官
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活経済事犯の情勢分析を行う。 ・悪質商法事犯の犯行実態の分析を行う。 ・各都道府県警察幹部や捜査員に対する指導教育を行う。 <p>[参考指標] 各都道府県警察の職員に対する研修等の実施状況(実施回数)</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年中の生活経済事犯の検挙状況について、年次報告書を作成し、生活経済事犯の情勢分析を実施した。 ・平成 22 年中の悪質商法事犯について、検挙事例の分析を行った。 ・都道府県警察の生活経済部門の捜査幹部及び捜査員に対して、各種研修を実施した。 ・法律の制定・改正により、生活経済事犯の取締りを実施する上で重要な罰則が新たに規定された場合には、都道府県警察において適切な取締りが行われるよう、取締要領について指導した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年中の生活経済事犯の検挙状況について、年次報告書「平成 22 年中における生活経済事犯の検挙状況等について」を作成し、この中で生活経済事犯の情勢分析を行い、最近の生活経済事犯の情勢を明らかにした。 ・平成 22 年中の悪質商法事犯について、検挙事例の分析を行い犯行実態の解明を図った。 ・都道府県警察の生活経済部門の捜査幹部及び捜査員に対して、各種研修を実施し、生活経済部門の捜査力向上を図った。 ・生活経済事犯に関わる新たな罰則を規定する法律が制定・改正された際には、都道府県警察に対して取締要領等について指導し、都道府県警察の捜査員の捜査力の向上を図った。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度中に都道府県警察の捜査幹部や捜査員を招集して、開催された全国規模の研修は 5 回であり、平成 21 年度中の 3 回を上回った。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・生活経済事犯の効率的かつ戦略的な取締りが可能となるよう、生活経済事犯の情勢及び犯行実態の分析並びに各種研修を継続して行い、引き続き捜査態勢の充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 52 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 53 番	
具体的施策	賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るために、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	法案の成立・施行後、直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、国土交通省住宅局住宅総合整備課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月、「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」を国会に提出 <p>[参考指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> (法案審議中のため指標設定不可)
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月に国会に提出した「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」は、同年 4 月 21 日に参議院を通過したものの衆議院において継続審議中。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 平成 22 年 3 月に国会に提出した法律案が、同年 4 月 21 日に参議院を通過し、衆議院において継続審議中。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> (法案審議中のため評価不能) 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> (法案審議中のため方針設定不可)
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 53 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 54 番	
具体的施策	民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「賃貸住宅標準契約書」の改訂に向けた検討を行います。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	平成 22 年度から検討を開始します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅総合整備課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂を実施予定 ・平成 22 年度に「賃貸住宅標準契約書」の改訂に向けた検討の開始 <p>〔参考指標〕</p> <p>検討の進捗状況（平成 22 年度に検討を開始できたか（会議等の開催時期・内容・回数））</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン検討委員会」を開催し（全 3 回）、平成 23 年 1 月に再改訂版の基礎資料となる「報告書」をまとめた。 ・「賃貸住宅標準契約書」の改訂については、上述の「原状回復ガイドライン検討委員会」等において、賃貸住宅標準契約書と原状回復事項の連動性に関する論点整理等を行うなど、平成 23 年度の本格的な見直し検討作業に向けた事前検討を開始した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂については、平成 22 年 11 月 16 日から「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン検討委員会」を開催し（全 3 回）、平成 23 年 1 月に再改訂版の基礎資料となる「報告書」をまとめることができた。 なお、「報告書」をもとに再改訂原案が完成し、平成 22 年度内の公表を予定していたが、東日本大震災対応への様々な対応が発生したことから、公表自体まで至らなかった。 ・「賃貸住宅標準契約書」の改訂については、上述の「原状回復ガイドライン検討委員会」等において、賃貸住宅標準契約書と原状回復事項の連動性に関する論点整理等を行うなど、平成 23 年度の本格的な見直し検討作業に向けた事前検討を開始できた。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂については、適時意見募集を実施し、その後の公表を予定している。 ・「賃貸住宅標準契約書」の改訂については、本格的な検討を行うための検討委員会を設置（全 3 回予定）し、平成 23 年度中の改訂・公表を予定している。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 54 番	
具体的施策	民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を再改訂し、「賃貸住宅標準契約書」については見直し検討後、改訂を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	いずれも、平成 23 年度内の公表を目指します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 55 番	
具体的施策	既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する事業者の登録制度の導入を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	平成 22 年度からの実施を目指します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第 2 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質事案の公表 ・住宅瑕疵担保履行法に基づく既存住宅売買瑕疵保険・リフォーム瑕疵保険の整備（事業者の登録制度の導入） <p>〔参考指標〕</p> <p>悪質事案の公表状況、保証・保険制度充実のための取組状況、登録制度の導入状況（平成 22 年度内に導入できたか）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 10 月に、住まいのダイヤル ((財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター) が記者発表を行い、相談業務を通じて得た情報を元に、悪質事案や消費者へのアドバイスを周知した。 ・住まいのダイヤル ((財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター) のホームページにおいて、住まいのダイヤルで受け付けた住宅に関する代表的な相談内容と相談結果を公表した。 ・全国各地のホームセンター、家電量販店、家具量販店、百貨店、ドラッグストア等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、寸劇で過去の悪質事案を再現し、消費者に普及啓発を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催回数：91 回（平成 22 年度） ・参加人数：6,099 人（平成 22 年度） ・リフォーム瑕疵保険、既存住宅売買瑕疵保険を創設し、保険を利用する事業者に保険法人への登録を求める制度を導入。各保険法人のホームページに各登録事業者を掲載。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険法人数：6 法人（平成 22 年度） ・リフォーム瑕疵保険 申込件数：11,104 戸 登録事業者数：6,546 事業者 (平成 22 年度) ・既存住宅売買瑕疵保険 売主が宅建業者の場合 申込件数：2,392 戸 登録事業者数：1,232 事業者 ・売主が宅建業者以外の場合 申込件数：271 戸 登録事業者数：226 事業者 (平成 22 年度) ・消費者の事業者選びの参考とするため、(一社) 住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて、全保険法人に登録されたリフォーム事業者等を検索できるサイトを開設した。 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス数：272,200 件 (H22. 7 ~ H23. 3)

平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 工程表に定められた事項はすべて実施。 • その上で、事業者の登録制度を活用し、リフォームを行おうとする消費者の懸念事項である事業者選びの参考となる検索サイトを開設した。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — (平成 22 年度の新規施策)</p> <p>3. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表する。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 55 番	
具体的施策	既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 56 番	
具体的施策	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等をアドバイスできるような体制を整備します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	平成 22 年度からの実施を目指します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 83 条第 1 項第 7 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施 <p>[参考指標]</p> <p>相談窓口の設置状況、周知状況、利用状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 住まいのダイヤル ((財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)において、消費者がリフォーム事業者から提示された見積りについて、電話での無料相談を受けられるリフォーム無料見積チェック制度を創設した。 <ul style="list-style-type: none"> 相談件数：351 件（平成 22 年度） リフォーム支援制度を紹介したガイドブックや住まいのダイヤルが作成する各種パンフレットなどで、住まいのダイヤルについて消費者に周知した。 <ul style="list-style-type: none"> リフォーム支援制度ガイドブック配布部数：588, 467 部（H22. 6 ~ H23. 3） 住まいのダイヤルパンフレット配布部数：89, 543 部（H22. 9 ~ H23. 3） 全国各地のホームセンター、家電量販店、家具量販店、百貨店、ドラッグストア等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、住まいのダイヤルの活用法を紹介した。 <ul style="list-style-type: none"> イベント開催回数：91 回（平成 22 年度） 参加人数：6, 099 人（平成 22 年度） 全国すべての消費生活センターにおいてパンフレットを配布するとともに、相談員向けに活用法を紹介した資料を配付した。（H22. 9）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> 工程表に定められた事項はすべて実施。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> （平成 22 年度の新規施策。） 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。）	・リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるよう

「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	にするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等のアドバイスを行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 56 番	
具体的な施策	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等のアドバイスを行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 57 番	
具体的施策	ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行います。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、直ちに検討に着手します。
担当部局・課・室名	国土交通省総合政策局建設業課・住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 22 条第 1 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・周知の継続的実施。 ・完成保証制度の実施に必要となる措置について検討を行う。 〔参考指標〕 周知方法、周知先、検討状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・国土交通省の要請に基づき、住宅関連団体で構成する（社）住宅生産団体連合会において、工事の出来高に照らして合理的な支払とする契約の締結等を求める自主的なガイドラインを策定し、消費者に対し周知・普及に努めた。 ・平成 22 年 7 月に中央建設業審議会において、主として戸建住宅を対象とする民間建設工事標準請負契約約款（乙）が改正され、工事の出来高に比べて過度な支払いをしないよう、契約書に標準的な支払い割合が例示された。また、建設業団体等に対しその実施が勧告され、国土交通省としても、その利用が図られるよう周知に努めた。 ・事業計画の認可等を通じて住宅瑕疵担保責任保険法人が行う完成保証の拡充について必要な助言を行った。 ・完成保証制度を義務付けた場合に必要となる再保険について、損害保険会社との協議を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・民間建設工事標準請負契約約款（乙）が改正され、すべての建設業者が参考とすべきものとして、望ましい代金支払い方法が例示された。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 57 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 58 番	
具体的施策	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局高齢者支援課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、平成 22 年度内に都道府県等へ指導の徹底を図る内容の通知を発出する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の内容については、「未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査(第2回)の結果等について」(平成 23 年 1 月 20 日付け老高発 0120 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を発出し、その中で指導の徹底を要請した。 ・消費者委員会より建議（「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議について」(平成 22 年 12 月 17 日府消委第 274 号))を受け、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 23 年 2 月 22 日開催）において、前払金の指導の徹底について周知を図った。 ・平成 23 年 3 月 11 日に閣議決定された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の中で、有料老人ホーム等における利用者保護規定を盛り込んだ。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・「未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査等について」(平成 23 年 1 月 20 日付け老高発 0120 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)の中で、各都道府県に対し施策内容に係る指導の徹底を要請し、工程表に従った取り組みを実施することができた。 ・消費者委員会より建議（「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議について」(平成 22 年 12 月 17 日府消委第 274 号))を受け、その中で前払金が必要となる有料老人ホームの契約において、短期解約制度(90 日ルール)や前払金の保全措置が遵守されていないことが指摘されたため、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 23 年 2 月 22 日開催）において指導の徹底について周知を図った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> — 3. 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 11 日に閣議決定された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の中では、有料老人ホームにおける金品の受領内容制限規定及び入居後一定期間内の返還義務に関する規定を盛り込み、利用者保護の充実を図ることを目的とする。
今後の取組方針（平成 23	・その後の状況を踏まえ、平成 23 年度以降も必要に応じて都道府県等に

年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	対して指導の要請を行うこととする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 58 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 59 番	
具体的施策	インターネットを通じた取引の増加や多様化する旅行者ニーズ等に適切に対応するとともに、宣伝や契約とそぐわない宿泊施設、ダブルブッキング、業者倒産による予納金のこげつき等の消費者被害を未然に防止するため、事業者への指導や啓発パンフレットの作成等による消費者への情報提供の充実等を図ります。
担当省庁等	国土交通省（観光庁）
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省観光庁観光産業課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	旅行業法第 1 条等
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・継続的に実施する。 [参考指標] 立入検査等の件数
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・旅行業者に旅行業法の違反があった場合は、行政指導や行政処分を行うとともに、ホームページにおいて、消費者に分かりやすいように旅行業者の処分内容等を公表した。 ・また、地方運輸局と連携して立入検査を実施し、旅行業法の適正な執行を図った。 ・さらに、海外旅行保険の加入促進のため、旅行業協会と協力して広告を作成し、消費者に対する普及・啓発を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・旅行業者に対しては、立入検査等により、旅行業法の適正な執行を図るとともに、旅行業者の処分内容等のホームページにおける公表や広告による海外旅行保険の加入の普及・啓発など、消費者に対する情報提供の充実を図ることができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・上記の取組みを引き続き実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 59 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 60 番	
具体的施策	<p>未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締までを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施・引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、警察庁刑事局捜査第二課、金融庁監督局証券課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」のとりまとめに盛り込まれた施策を着実に実施し、消費者委員会に適宜報告。 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締り及び注意喚起・普及啓発を強化。 ・被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方について検討。 <p>[参考指標]</p> <p>情報集約・共有件数、悪質な業者への法執行件数、注意喚起・普及啓発の実施状況、制度の運用・整備のあり方の検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>以下の施策を実施し、平成 22 年 6 月 25 日及び 11 月 26 日の 2 回に亘り、消費者委員会へ報告。</p> <p><u>① 情報集約・共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O - N E T への早期入力を消費生活センターに要請。 ・ 日本証券業協会から消費者庁等に対し、50 回に亘り、同協会未公開株通報専用コールセンターに寄せられた相談情報を提供。 ・ 上記の情報を基に国民生活センターで事業者の名寄せを実施。8 回に亘り、警察庁、金融庁に約 3200 事業者分の名寄せ情報を提供。 ・ 警察庁において、「資産形成事犯対策ワーキングチーム」(第 2 回)を開催し、金融庁等関係行政機関と情報を共有。(平成 22 年 9 月) <p><u>② 業者への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁において、無登録で金融商品取引業を行う者に対し警告書を発出した場合、社名を公表。(平成 22 年 4 月～) ・ 金融庁において、無届で有価証券の募集を行う者に対し、警告書を発出し、社名を公表。(平成 22 年 10 月～) ・ 消費者庁において、消費者安全法に基づき、社名公表を伴う消費者への

	<p>注意喚起を実施。(平成 22 年 10 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会から裁判所に対し、無登録業者等に対する金商法違反行為の禁止命令の申立て（2件）を実施（平成 22 年 11 月）。いずれについても、申立てどおり、裁判所の差止命令が発令。 ・警察において、悪質な事業者の捜査を実施し、未公開株関係 9 事件、ファンド関係 14 事件、イラク通貨関係 1 事件で被疑者を検挙。（平成 22 年中） ・裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行。（平成 22 年 6 月） <p><u>③ 注意喚起・普及啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会が作成したポスター、リーフレットの配付に 3 庁（消費者庁、警察庁、金融庁）も協力。（平成 22 年 10 月） ・消費者庁では、消費者月間において、高齢者の消費者被害をテーマとし、本件を積極的に採りあげ。（平成 22 年 5 月） ・金融庁において、政府広報を活用した注意喚起を実施。（平成 22 年 10 月） ・警察庁において、政府広報（ラジオ及びインターネットテレビ）を活用した注意喚起を実施。（平成 22 年 11 月、平成 23 年 1 月） ・警察庁において、平成 21 年 12 月に作成した広報啓発資料に関して、現下の情勢を踏まえ、金融機関への連絡や最近の未公開株販売等の悪質商法の新たな手口について記載した追録版を作成し、都道府県警察に配布。（平成 23 年 2 月） ・金融庁において「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成。消費者庁の協力も得て、関係団体等に配布。（平成 23 年 2 月） ・政府広報（新聞折込広告及びインターネットテレビ）を通じた注意喚起を実施。（平成 23 年 2 月、3 月） <p><u>④ 制度の運用・整備のあり方の検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」申合せ。（平成 22 年 6 月） ・金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ金融商品取引法改正案を閣議決定。（23 年 3 月）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度分について、工程表に沿った取組みを実施し、平成 22 年 6 月 25 日及び 11 月 26 日の 2 回に亘り、消費者委員会へ報告。 <p>2. 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な取締り、注意喚起・普及啓発を実施。 ・裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法の施行（平成 22 年 6 月）、金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設等の規定を盛り込んだ金融商品取引法改正案の閣議決定（平成 23 年 3 月）などの取組みを着実に推進。

	<p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 • P I O – N E T 等に寄せられた事業者情報の関係省庁での共有や、注意喚起や周知啓発のリーフレットの関係省庁等の協力による配布など、関係省庁等の連携による取組みを強化。</p> <p>4. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 60 番	
具体的施策	<p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締までを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 61 番	
具体的施策	いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・ 実態調査を実施し、平成 23 年度上期に一定の結論を得るべく、対応策の検討に着手。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・ 過去の事例を情報収集し、対応策の検討に着手した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・ 具体的な対応策を得るには、さらなる検討が必要。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・ 平成 23 年度以降も引き続き検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 61 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	過去の事例収集の結果等を踏まえ、引き続き検討します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 62 番	
具体的施策	無登録業者による未公開株の販売やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の実効性を確保するため、罰則規定の整備を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、差止命令の申立て制度の活用に向け関係者間で検討を進めます。
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	証券取引等監視委員会事務局証券検査課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	金融商品取引法 第 187 条、第 192 条 第 198 条第 8 号、第 207 条第 1 項第 3 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立（平成 22 年 5 月 12 日）。当該規定は平成 22 年 6 月 8 日に施行。 ・金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への差止命令の申立て等の適切な執行のための準備 ・差止命令の申立ての実施 <p>〔参考指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の概要 ・金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への差止命令の申立て及び同法第 187 条に基づく調査に係る実施体制の整備状況 ・無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） ・差止命令の申立て及び裁判所の差止命令（件数）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>①両罰規定の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立（平成 22 年 5 月 12 日）。当該規定は平成 22 年 6 月 8 日に施行。 ・裁判所の差止命令の申立てに係る裁判管轄に、違反行為の行為地を追加することを盛り込んだ金融商品取引法改正案を閣議決定（平成 23 年 3 月）。 <p>②実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券検査を実施する部署が、裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査を迅速に実施できるよう、平成 22 年 5 月、証券取引等監視委員会事務局内の所掌を見直し。 ・無登録業者への対応の強化のため、平成 23 年度に証券取引等監視委員会事務局において所要の増員を行うことを決定。 <p>③無登録業者等に係る情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターや日本証券業協会コールセンターから、両センターに寄せられた無登録業者等の情報を 33,739 件収集（平成 22 年 4 月～平成 23 年 2 月末）。 ・金融庁金融サービス利用者相談室や証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課から、同室・同課に寄せられた無登録業者等の情報を 15,580 件収集（平成 22 年 4 月～平成 23 年 2 月末）。 <p>④差止命令の申立て及び裁判所の差止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 11 月に、無登録で未公開株式等の取得の勧誘を行っていた者及び無届けで有価証券の募集を行っていた者に対する裁判所への差止命

	令の申立て（2件）を実施。いずれについても、申立てどおり、裁判所の差止命令が発令。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>①両罰規定の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両罰規定の整備及び法人重課（3 億円以下の罰金）により、裁判所の差止命令に違反した法人に対しても罰則を課すことができるようになり、法人を相手方とする差止命令の実効性が向上。 ・更に、差止命令の申立ての実効性を向上させるために、裁判所の差止命令の申立てに係る裁判管轄に、違反行為の行為地を追加することを盛り込んだ金融商品取引法改正案を閣議決定。 <p>②実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査を実施するため所要の体制を整備。 <p>③無登録業者等に係る情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターを始めとする関係各機関と無登録業者等の情報を共有することにより、金融商品取引法第 187 条に基づく調査の実施先の選定を効率的・効果的に実施。 <p>④差止命令の申立て及び裁判所の差止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 件の申立てを実施し、いずれも裁判所の差止命令が発令されたことから、工程表に従った取組みを実施。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両罰規定の整備等を受け、昭和 23 年の制度導入以来初めてとなる申立てを行うことができ、無登録業者等に対する対応を強化。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法の成立・施行等を受け、引き続き裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度を活用。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 62 番	
具体的な施策	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	引き続き実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 63 番	
具体的施策	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。
担当省庁等	金融庁、関係省庁等
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局信用制度参事官室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法の完全施行に向け、広報、普及活動等を実施。 ・完全施行直後に設置した「改正貸金業法フォローアップチーム」において、改正貸金業法の円滑な施行に万全を期すとともに、施行後の状況をよくフォローし、必要に応じ、速やかに適切な対応を実施。 ・改正割賦販売法の完全施行に向け、広報、普及活動等を実施。 ・消費者信用全体の観点から適切な状況把握を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>「改正貸金業法フォローアップチーム」におけるフォローアップの状況、改正貸金業法の完全施行に向けた広報・普及活動の実施状況、改正割賦販売法の完全施行に向けた広報・普及活動の実施状況、情報収集・分析の実施状況等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>○改正貸金業法の完全施行に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法の完全施行に当たって、借り手の目線の方策を実施するための内閣府令の改正を実施（6月 18 日）。 ・完全施行を円滑に実施するため、多重債務に係る無料相談、制度に係る周知・広報を行う「あなたは大丈夫？ キャンペーン」を 5 月より実施。 ・完全施行直後に設置した「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況についてフォローするため、これまで 4 回にわたり関係者ヒアリングを実施。 <p>○改正割賦販売法の完全施行に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正割賦販売法の完全施行を円滑に実施するため、消費者及び消費者相談に関わる消費者相談員を対象として、10 月から全国 10箇所でセミナーを開催。 ・リーフレット「ご存じですか？ 安心してクレジットを利用いただくためのルール」を都道府県・政令指定消費生活センター、日本クレジット協会会員会社、クレジットカウンセリング協会、貸金業協会、流通系事業者団体等に向け 33 万部配布。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況についてフォローするため、これまで 4 回にわたり関係者ヒアリングを実施する等、工程表に定められた事項は実施されている。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が実施した「貸金業利用者に対する意識調査」において、「貸金

	業法が改正されたこと」の認知度が 52.2%（3月）から 84.0%（11月）に上昇しており、制度周知が一定の効果を挙げたことが窺われる。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	3. 上記以外の評価 — ・平成 23 年度以降も引き続き施策を実施する。消費者信用分野における諸問題については、関連法令の施行状況等を中心に引き続き、情報収集・分析を行い、必要に応じて適切な対応を検討していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 63 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 64 番	
具体的施策	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。振込み詐欺救済法において、被害者に対して分配されずに預金保険機構に納められた納付金の在り方については、その後に犯罪に利用された口座ではなかつたことが判明した口座名義人の救済のための留保という要請があること等を前提とした検討を行います。
担当省庁等	金融庁、財務省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局企画課調査室、金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室 財務省大臣官房信用機構課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組み（振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止など）を重点的に検証する。 預金口座の不正利用に関する情報について、金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施し、その件数等について、四半期毎に公表を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>預金口座の不正利用に係る情報提供件数等</p> <p>・預金保険機構に納められた納付金の具体的使途等に関する検討を行う。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 事務年度の監督方針に、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止などを重点的検証項目として明記した。 預金口座の不正利用に関する情報提供件数については、平成 22 年 7 月、10 月及び 23 年 1 月に公表した。 平成 22 年 6 月、関係省庁及び警察庁において、当該機関が入手した消費生活侵害事犯に係る不正利用口座情報を金融機関に対して提供する旨申合せを行った。 平成 23 年 3 月、義援金等を装った詐欺に係る注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載した。 平成 22 年 9 月に関係省庁（金融庁、内閣府、財務省）の政務をメンバーとする「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を設置した。 プロジェクトチームでは、平成 22 年 10 月から 12 月まで計 4 回のヒアリングを行い、関係省庁、金融機関、犯罪被害者支援団体、法曹関係者等から預保納付金の具体的使途等に関する意見を聴取した。 プロジェクトチームでは、ヒアリングの結果を参考にしつつ、最終とりまとめに向けて、検討を進めている。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組みの重点的な検証を行うことについては、概ね達成している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・預金口座の不正利用に関する情報提供については、概ね達成している。 ・預保納付金の具体的使途等に関する検討については、プロジェクトチームを設置して集中的にヒアリングを実施することで、関係省庁、金融機関、犯罪被害者支援団体、法曹関係者等、各分野の専門家から多様な意見が寄せられ、プロジェクトチームにおける有効かつ効率的な議論につなげることができた。 ・ヒアリングはすべて一般に公開し、資料や議事録を金融庁のウェブサイトに掲載することで、議論の透明性が確保された。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>3. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・預金口座の不正利用に係る情報提供は、今後も継続する。 ・プロジェクトチームにおいて、引き続き検討を進め、その検討結果を基に主務省令を定める。 ・振り込め詐欺等の被害者への返金がより一層進むよう努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 64 番	
具体的施策	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。「振り込め詐欺救済法」に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチームにおいて、振り込め詐欺等の被害者に対して返金されずに預金保険機構に納められた納付金の具体的使途等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、被害者への返金については、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する連絡等の取組みを更に促進することにより、返金率の向上に努めます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 65 番	
具体的施策	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。
担当省庁等	警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室 警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	偽造カード等及び盜難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払い戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律第 9 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカード利用者に対する注意喚起を継続的に実施。 ・金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況を四半期ごとに金融庁ウェブサイトで公表。 ・平成 22 事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組み（情報セキュリティ管理の徹底、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止など）を重点的に検証。 <p>[参考指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する注意喚起等の実績 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況 ・偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 事務年度の監督方針に、情報セキュリティ管理の徹底、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止などを重点的検証項目として明記。 ・平成 22 年 11 月、キャッシュカード詐取事案に係る注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載。 ・平成 22 年 6 月、10 月、平成 23 年 1 月には偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況について公表。 ・平成 22 年 6 月、平成 21 年度の偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況について、アンケート調査を実施し、取りまとめのうえ公表。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・工程表に掲げた平成 22 年度分の具体的施策（利用者への注意喚起、監督方針を策定のうえ重点的に検証、顧客保護に向けた取組状況の公表）については、上記「平成 22 年度の具体的施策の実施状況」に記載のとおり、いずれも実施済である。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況に係るアンケート調査によると、IC キャッシュカードを導入した金融機関の割合が増加する等、金融機関の情報セキュリティ向上への取組みを着実に実施。 3. 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も上記施策を継続し、引き続き偽造キャッシュカード等に係る被害防止に向けた金融機関の取組を促進。 ・特に偽造キャッシュカードの被害に遭いやすい高齢者について、注意喚起を積極的に行う。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 65 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 66 番	
具体的施策	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。
担当省庁等	警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課調査室、警察庁生活安全局生活安全企画課、刑事局捜査第二課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関をはじめ各関係機関との意見交換を通じ、振り込め詐欺による被害の未然防止等に向けた取組みをより一層促進。 平成 22 事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組み（情報セキュリティ管理の徹底、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止など）を重点的に検証。 <p>[参考指標]</p> <p>金融機関に対する注意喚起等の実績</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 6 月の業界団体等との意見交換会において、ATM 周辺における顧客に対する声掛け等の積極的な振り込め詐欺被害防止対策を促すとともに、9 月及び 11 月の意見交換会においては、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等、振り込め詐欺救済法の的確な運用を確保し、被害者救済に向けた対応に努めるよう要請。 平成 23 年 3 月、支援金等を装った詐欺に係る注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載。 平成 22 事務年度の監督方針に、情報セキュリティ管理の徹底、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止などを重点的検証項目として明記。 警察庁及び各都道府県警察において、金融機関等との会議を開催するなどして、金融機関に被害の未然防止への取組みをより一層促進。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察と金融機関との連絡会議や平成 22 年 7 月に開催した「振り込め詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」等、金融機関をはじめ各関係機関との意見交換を通じ、振り込め詐欺による被害の未然防止等に向けた取組みを促進。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の取組みを推進した結果、平成 22 年中、金融機関職員等の声掛け等による被害未然防止件数は、1,357 件で平成 21 年と比較して 9.4% 増加。

	3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も上記施策を継続し、引き続き振り込め詐欺に係る被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組みを促進。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 66 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 67 番	
具体的施策	各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度中を目途に結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁取引・物価対策課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・仕組みの見直しなどにつき検討、一定の結論。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 23 年 3 月 14 日に物価担当官会議を開催し、各省庁が所管する公共料金等について消費者庁への協議等の取扱いを定めていた「物価担当官会議申合せ」を改正した。 ・この申合せの改正により、公共料金等の決定にあたり、従来は値上げの場合に限って消費者庁との協議等が行われることとなっていたところ、各省庁において消費者の立場に立った対応が図られているかどうかの確認を徹底する観点から、公共料金等を新規に設定する場合についても、消費者庁への協議等を行うこととした。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・「平成 22 年度中を目途に結論を得ます。」とされているところ、22 年度中に措置を講じることができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・改正した物価担当官会議申合せを今後適切に運用する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 67 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (公共料金等の新規設定についても消費者庁との協議等を行うこととした。)

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 68 番	
具体的施策	警備業法に規定されている契約内容の書面交付が確実に行われるよう推進することにより、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	警備業法第 19 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備業務に関する苦情についての分析。 ・警備業者に対する指導・監督の実施。 <p>[参考指標]</p> <p>独立行政法人国民生活センターに寄せられた警備業務に関する苦情件数の推移、警備業者に対する書面交付義務違反に係る行政処分件数の推移</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年から平成 21 年までに独立行政法人国民生活センターに登録された警備業務に関する苦情等の件数やその内容について分析を行った。 ・平成 17 年から平成 21 年までの警備業者に対する行政処分件数を精査するとともに、平成 22 年 6 月 18 日、都道府県警察の本部の担当者からのヒアリングを実施して、各都道府県警察による警備業者に対する指導・監督の実施状況や警備業者による書面交付義務の履行状況について確認した。 ・平成 22 年 8 月 24 日及び 9 月 30 日、（社）全国警備業協会に加盟する警備業者からのヒアリングを実施して、書面交付の効果、問題点等について確認した。 ・警備業の更なる適性化に向けた今後の取組について取りまとめ、公表した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>過去 5 年間に独立行政法人国民生活センターに登録された警備業務に関する苦情等について分析する、また、警備業者に対して必要な指導・監督を実施するなどにより、工程表に従った取組を実施することができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>書面交付義務が課されることとなった平成 17 年以降の施行状況を踏まえて更に検討を進めることができた。</p> <p>3. 上記以外の評価</p> <p>平成 21 年中に寄せられた苦情の件数は 367 件で、平成 17 年の 297 件と比較して増加しており、苦情の内容としては契約及び解約に関するものが多くみられた。また、書面交付義務違反の行政処分件数は、平成 17 年以降、増加傾向にある。こうした実状を踏まえ、今後の取組方針を取りまとめることにより、来年度以降の書面交付のより確実な実施のための基礎を構築することができた。</p>

	○国民生活センターに登録された苦情等の件数の推移				
	H17	H18	H19	H20	H21
	297	271	306	366	367
	○警備業者に対する書面交付義務違反の行政処分件数の推移				
	H17	H18	H19	H20	H21
	0	1	9	12	19
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	平成 23 年度以降は、警備業者に関する苦情についての分析結果等を基に、警備業法に基づく契約内容の書面交付が確実に実施されるよう、都道府県警察を通じて、警備業者に対する指導・監督を継続的に実施する。				
備考					

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 68 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 69 番	
具体的施策	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 22 年度から検討を開始し、平成 23 年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一的な解釈・運用の推進 ・現行制度の課題把握 ・効果的な執行体制の在り方 ・一元的な法体系の在り方 <p>を議論。</p> <p>[参考指標]</p> <p>統一的な解釈・運用の取組状況、現行制度の課題把握状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁に「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」を設置（平成 22 年 4 月）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・健康食品の表示に関する検討、栄養表示の義務化に向けた検討、加工食品における原料原産地表示の義務づけの拡大等、早急な対応を要する課題の検討を進め、結論を得たものから順次措置を講じているところ。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指し、取組を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 69 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 70 番	
具体的施策	加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・分析。 <p>[参考指標]</p> <p>加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大に係る検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」を義務化することについて、消費者委員会へ諮問及びパブリック・コメントを実施（平成 22 年 11 月）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会に対し、「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を義務化することについて諮問を行い、本年度内までに JAS 法に基づく品質表示基準を改正できるよう、必要な措置を進めているところ。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAS 法に基づく加工食品の原料原産地表示については、平成 13 年から個別品目ごとに順次対応してきたが、平成 18 年 10 月に 20 食品群に義務付け対象が拡大され、平成 21 年 10 月には緑茶飲料とあげ落花生が追加されてきたところであり、今後も引き続き義務付けを着実に拡大することとしている。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度の措置に引き続き、他品目についても、順次、表示の義務付けの拡大を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 70 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 71 番	
具体的施策	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成 23 年 7 月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。
担当省庁等	消費者庁、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。(平成 23 年 7 月施行)
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課、農林水産省総合食料局食糧部消費流通課米穀流通監視室
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 第 8 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知徹底 ・執行体制の確立 <p>〔参考指標〕</p> <p>米穀事業者に対する説明会等周知活動の実施状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知徹底のため、米穀事業者及び一般消費者に対する説明会を各地で開催。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・米穀事業者及び一般消費者に対する説明会を開催し（のべ 300 回以上）、制度の周知を徹底。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に引き続き、各地方農政局等において米穀事業者及び一般消費者に対する説明会を各地で実施する予定。 ・平成 23 年度の施行後、制度が確実に執行されるよう、米穀事業者の立入検査等を実施する予定。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 71 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし